

ハイエクの自由主義経済思想：自生的秩序と人間の不完全知

| | |
|------|---|
| 著者 | 今池 康人 |
| 内容記述 | 学位記番号：論経第70号，指導教員：津戸正弘 |
| URL | http://doi.org/10.24729/00000827 |

大阪府立大学博士学位論文

ハイエクの自由主義経済思想

— 自生的秩序と人間の不完全知 —

大阪府立大学大学院 経済学研究科

博士後期課程 経済学専攻

今池 康人

2012年3月

ハイエクの自由主義経済思想

— 自生的秩序と人間の不完全知 —

目次

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 ハイエクと自由 | |
| 1. 自由の定義 | 7 |
| 2. 個人主義の二類型 | 13 |
| 第2章 自生的秩序 | |
| 1. 自生的秩序とは | 18 |
| 2. 市場秩序 | 20 |
| 3. ハイエクの自生的秩序における進化論 | 23 |
| 4. 伝統・道徳 | 26 |
| 第3章 自生的秩序と拡張した秩序 | |
| 1. ハイエクは何を重視するのか | 36 |
| 2. ハイエク後期三著作の検討 | 37 |
| 3. 各著作の比較 | 48 |
| 4. 小括 | 51 |
| 5. 補論『感覚秩序』 | 52 |
| 第4章 ハイエクと暗黙知概念の関係 | |
| 1. ハイエク理論におけるM. ポランニーの重要性 | 56 |
| 2. 暗黙知とは | 59 |
| 3. ハイエクにおける法の支配 | 61 |
| 4. ハイエクと暗黙知 | 63 |
| 5. ハイエクとポランニーの比較 | 67 |
| 6. 小括 | 69 |
| 7. 暗黙知の解釈 | 71 |
| 第5章 『隷属への道』 | |
| 1. 『隷属への道』の意義 | 73 |
| 2. 全体主義批判 | 73 |
| 3. 民主主義批判 | 75 |
| 4. 法の支配 | 79 |
| 5. 『隷属への道』の重要性 | 81 |

| | |
|-----------------------|----|
| 第 6 章 『自由の条件』における福祉国家 | |
| 1. 福祉国家に対する批判 | 82 |
| 2. ハイエクの許容する福祉 | 84 |
| 3. ハイエクの認める社会保障制度 | 85 |
| 4. 社会保障制度の問題点 | 90 |
| 5. 『自由の条件』の特徴 | 92 |
| むすび | 93 |
| 参考文献 | 96 |

はじめに

F.A.ハイエク (Friedrich August von Hayek, 1899-1992)はその生涯を通じ経済・法・思想・心理学など様々な分野においての研究を行った人物である。彼はその研究の過程で数多くの著作を残した。本論文では、特に彼の中後期の著作、すなわち、彼の知識論や秩序論に注目し、検討していく。彼の思想は、人間の知識の不完全さに注目したものである。人間は不完全であるがゆえに、人間の設計したルールに従って行動すれば、効果的な結果が得られないし、また、個人の自由を害することにもなる。それゆえ、長い時間をかけて自生的に進化してきた伝統や慣習といったものに従った方が、より望ましい結果的が得られるという。ハイエクのこの伝統や慣習は、やや曖昧なところがあるので、その点が批判の対象となることもある。しかし、いまなお合理的な経済人が経済分析一般の基礎におかれ、いわゆる設計主義的な立場が定着してしまっている現代の潮流の中で、ハイエク理論の研究は有用なものであるといえる。本論文では、人間知識の不完全性という事実に基づいて展開されるハイエクの自由主義経済思想を検討することにより、人間がいかにか不完全なものであっても、その不完全性を伝統や慣習によって補うことにより、より自由でより効率的な社会が実現できるというハイエクの議論の特質を明らかにしていく。

第1章は、ハイエクの自由を中心に見ていく。ハイエクは自由を重視した経済学者として著名であり、ハイエクは、あらゆる議論において自由の擁護を常に重要な課題としている。ここではまず、ハイエクが擁護する自由とはそもそもどういったものなのかを明らかにした上で、自由の問題を考えていく。

第2章では、ハイエク思想において最も重要な概念である自生的秩序について検討したい。自生的秩序、すなわち慣習・伝統などは、人間の無知を補うために重要な要素であり、また、彼の文化的進化論とも関係する重要な概念である。

第3章においては、後期ハイエクの主著である『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』の3著作に注目し、これらを比較、検討することにより、ハイエクが重要視した概念が何なのかを明らかにする。彼は、自生

的秩序を重要視した人物ではあるが、本当にそれが有効な概念であるのかどうかを検討する。

第4章では、ハイエクに加え、M.ポランニー(Michael Polanyi, 1891-1976)にも注目する。ポランニーは、ハイエク研究において度々登場する人物であり、ハイエクに影響を与えた人物として名を知られている。本章では、特にポランニーの「暗黙知」概念に注目し、2人の違いについて検討する。

第5章は、ハイエクの著作の中で、最もよく知られている『隷属への道』について検討する。『隷属への道』は社会主義批判の書として知られ、発刊当時、特にアメリカでベストセラーとなった。しかし、この『隷属への道』は、社会主義批判だけに留まらず、後のハイエク思想に続く議論がなされた著作であり、注目する必要がある。

第6章では、『自由の条件』における福祉国家制度について検討する。ハイエクの議論は後になるほど、抽象的な議論となり、あやふやな印象を読者に与える傾向にあるが、『自由の条件』においてはより具体的な議論に踏み込んでいる。本章ではそれらの議論について検討する。

本論文の主要な目的は、ハイエクの思想を解き明かすことにより、人間の不完全性と、それを補うための手段をハイエクがどのように考えていたのか、そして、ハイエク思想において最も重要なものは何かを明らかにすることである。

最後にハイエクの略歴を掲載する。ハイエクの議論、特に彼の設計主義批判の議論は、彼が第2次世界大戦の時代を生き、ナチスの台頭を目の当たりにしたことの影響が感じられる。彼の思想を検討するうえで彼の人生を再び見直すことはこういった意味からも重要である。

ハイエクは1899年ウィーンに生まれた。彼の祖父は生物学者で父は植物学者であり、自然科学者が多い家系だった。その影響か最初ハイエクの興味は植物学に向いていた。彼が人間に興味を感じるようになったのは16歳のころで、「精神医学者になる考えと戯れた。」と後に言っている。

彼が経済学に対し明確な関心を持ったのは、1916年の終り頃、ギムナジウム第7学年時の論理学の授業だった。そのとき教師が倫理学を道徳・政治・経済

の 3 つの部分に区分することを説明したので、ハイエクは、これらのことがらに興味をもつことになったと述べている。¹

1917 年に陸軍砲兵連隊に入り訓練の後、イタリア戦線で一年余りの軍務に就いた。彼が社会科学に興味を持ったのはこのオーストリア＝ハンガリー軍という多国籍軍に従軍した経験だった。そして、経済学をやろうと決めたのもこの軍隊生活の間だった。カール・メンガー(Carl Menger, 1840-1921) の『経済学原理』を見つけたときは夢中になったと後に述べている。

その後、ハイエクはウィーン大学に入学しフリードリヒ・ヴィーザー(Friedrich von Wieser, 1851-1926) に師事した。彼がオーストリアの経済学者から受けた最大の影響は、メンガーの『経済学原理』と『方法論集』を読んだことだった。ハイエクは『方法論集』について「様々な制度の自生的生成という考え方を、この本ほど見事に論じている本を、他には知りません」² と述べている。また、学生時代のハイエクはフェビアン社会主義に傾倒していて、当時の保守的なカトリックの立場と、社会主義・共産主義的立場との間の中間グループとしてドイツ民主党という組織を友人達と結成したほどだった。

ハイエクは、1921 年に(第 1 次大戦後の処理を担当する)清算局に入った。このとき出会ったルードヴィヒ・フォン・ミーゼス(Ludwig von Mises, 1881-1973) は、ハイエク理論への影響をしばしば強調される人物の一人である。そして 1923 年よりアメリカへ留学し帰国後、オーストリア景気研究所初代所長に就任した。

1931 年、ハイエクはライオネル・ロビンズ(Lionel Robbins, 1898-1984) に招かれ、LSEの教授となった。そして、『価格と生産』を刊行したハイエクは『貨幣論』を刊行したケンブリッジ大学のケインズ(John Maynard Keynes, 1883-1946) との間で当時の経済学会を二分する勢いとなり、両者は多くの論争を行った。ただ、ハイエクとケインズの仲が険悪だったわけでは決してない。³

そして 1936 年、ケインズにより『雇用・利子および貨幣の一般理論』が刊

1 Kresge an and Wenar (eds.) (2000), p.47, 邦訳、17 頁

2 Kresge an and Wenar (eds.) (2000), p.57, 邦訳、35-36 頁

3 ハイエクとケインズの間には、個人間で雑誌の貸し借りを行ったり、ハイエクの疎開時にケインズが住む場所を紹介するなど、好意的な交流があった

行された。それは、大恐慌の処方箋として人びとの圧倒的な支持を受けるようになり、ハイエクは経済理論の表舞台から姿を消していった。

その後、LSEの研究室が爆撃されたためケンブリッジに疎開し、ハイエクはそこで『資本の純粋理論』を出版した。しかし、この本は不完全なものでありまったくといって良いほど反響がなかった。

ハイエクが再び人々の注目を集めるようになったのは、1944年に自由主義哲学者として『隷属への道』を刊行したときだ。この書はこれまでの彼の著作とは異なり、抑圧的な体制への批判者としての側面が出たものである。『隷属への道』はアメリカの一般大衆の中で大きな反響を呼んだ。そして1947年、スイスのモンペルランに集まった36人の研究者や出版関係者たちとモンペルラン協会を作り上げた。ハイエクは1948年から60年まで会長を務めている。

1950年にアメリカのシカゴ大学の社会・道徳科学教授となった。1952年には理論心理学研究である『感覚秩序』と、自由主義哲学に基づく社会科学方法論研究である『科学による反革命』を刊行した。ハイエクは、『科学による反革命』の中の思想史に関する章の中でジョン・スチュアート・ミル(John Stuart Mill, 1806-1873)の研究に大きな時間を割くことになった。ハイエクにとってミルは当初、特別な存在でなかったようだが、ミル研究を進めるうちに関心が高まり、ついにはミルの足跡をたどってフランスからギリシャに及ぶ7ヶ月の旅も行っている。旅の途中にエジプトに立ち寄り、「法の支配という政治理念」についての講演をし、この結果、『自由の条件』を書く計画を立てるにいたった。

その後3年間の執筆期間を経て、1960年『自由の条件』が刊行された。これは社会主義国家だけでなく、当時主流だったケインズ型福祉国家をも批判するものだった。これにより彼は、自由主義思想の権威としての地位を確立するが、当時のこの本に対する一般的な評価は決して高くなかった。その後、1962年に旧西ドイツフライブルク大学の経済政策学の教授になった。フライブルク大学では『法と立法と自由』を3回(1973年、1976年、1979年)に渡って刊行し、これによりハイエクの自由論が完成した。

1974年、グンナー・ミュルダール(Karl Gunnar Myrdal, 1898-1987)と共同でノーベル経済学賞を受賞した。この前後、ベトナム戦争へのアメリカの介入、

中東での石油問題などを背景に西側先進国は深刻な不況に見舞われた。さらに、不況とインフレーションが共存するスタグフレーションが進行した。そして、福祉国家政策の結果としての大幅な赤字は返済不可能な域に達した。これとともに、戦後一貫して「小さな政府」を説き続けてきたハイエクに再び光が当てられた。ハイエクの自由主義思想はイギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権の政策に取り入れられたが、必ずしも彼の主張を人々が正確に理解していたわけではなかった。

ハイエクは 89 歳になった 1988 年に最後の著作『致命的な思いあがり』で社会主義を批判した。この『致命的な思いあがり』はハイエク思想の集大成ともいえるものである。しかし、残念ながら未完の書であり、また、編集に携わったバートリー 3 世(William Warren Bartley,III,1934 - 1990)の手が随所に入っていると考えられるなど問題も多い。この 1980 年代後半には東西冷戦構造が終焉を迎えつつあった。そして 1991 年 12 月のソ連崩壊を見届けた 3 ヶ月後、ハイエクは 93 歳でこの世を去った。このように、彼は一生のなかで、多くの国を渡り、多岐にわたる分野の研究を行った人物である。こうした彼の経験と、ナチスの台頭、そして、共産主義国家の失敗を目の当たりにしたことが彼が無知について注目する原因となったのではないだろうか。

【ハイエクの略年譜】

- 1899 年 5 月 8 日、ウィーンに生まれる。
- 1916 年 ギムナジウムの授業により論理学へ関心がわく
- 1917 年 ウィーンの陸軍砲兵連隊入隊。
- 1918 年 ウィーン大学に入学。ヴィーザーに師事する。
- 1921 年 清算局に就職。責任者の一人であったミーゼスと親交を深める。
- 1923 年 3 月より翌年 5 月までニューヨークに留学。
- 1927 年 オーストリア景気研究所初代所長に就任。
- 1929 年 ウィーン大学経済学講師就任。
- 1931 年 1 月ライオネル・ロビンズの招きでLSE経済学部における集中講義を

行う。同年9月、LSEの専任講師となる。

- 1933年 『貨幣理論と景気循環』出版。
- 1936年 ケインズが『雇用・利子および貨幣の一般理論』を出版。
- 1939年 第二次世界大戦のためケンブリッジへ疎開。
- 1941年 『資本の純粹理論』出版。
- 1944年 『隷属への道』出版。大きな反響を呼ぶ。
- 1947年 モンペルラン協会設立。
- 1950年 シカゴ大学の社会思想委員会に所属。
- 1952年 『感覚秩序』、『科学による反革命』出版。
- 1960年 『自由の条件』出版。
- 1962年 フライブルク大学経済政策学教授就任。
- 1973年 『法と立法と自由』Ⅰ出版。
- 1974年 ノーベル経済学賞受賞。
- 1976年 『法と立法と自由』Ⅱ出版。
- 1979年 『法と立法と自由』Ⅲ出版。サッチャー政権発足
- 1981年 レーガン政権発足
- 1989年 ハイエク最後の著作『致命的な思いあがり』出版。
- 1991年 ソビエト連邦崩壊
- 1992年 3月23日、フライブルクにて死去。

第1章 ハイエクと自由

ハイエクは自由を重視した経済学者であることはよく知られている。しかし、その自由がどういったものかを誤って理解すると、ハイエクの思想を根本から間違えてしまうことにつながる。そのため、本章では、ハイエクの勧める自由がどのような概念かを検証する。

1. 自由の定義

ハイエクは、自由を重視した経済学者であるが、ハイエクの目指す自由とはどのようなものだろうか。本節では、特に、ハイエク自由論の基礎である『自由の条件』を中心にハイエクの自由を定義する。ハイエクは『自由の条件』第1章冒頭において次のように述べている。

「この書物で取りあつかうことは、社会において、一部の人が他の一部の人によって強制されること[coercion]ができるかぎり少ない人間の状態のことである。この状態を、われわれは本書を通じて自由(libertyあるいはfreedom)の状態として説いてゆく。」⁴

つまり、ハイエクが言う自由とは、可能な限り他者に強制されない状態を意味している。また、ハイエクによると、自由に関するこの解釈において重要なのは、この解釈が自由の本来の意味であるという以上に、それが一つの明確な意味を持ち、たった一つのこと(強制からの解放)をあらわしている点だと述べている。つまり、強制から解放されるという自由が本来の自由であり、何かに向かう自由とは、厳格に区別されている。すなわち、ハイエクの言う自由とは積極的な自由でなく、消極的なものに留まっている。強制から解放される自由は、たしかに消極的な自由だが、この自由を確保することが重要な課題なのである。ハイエクは、様々なものに向かう積極的な自由がこれまであまりにも多

4 Hayek(1960), p.11, 邦訳、I. 21 頁。

く議論されてきたため、事柄の本質が見えなくなっていると見ている。そして、ハイエクはこの問題に対して、次のように述べている。

「いろいろな自由[freedoms]は同類中の異種のものではなくてまったく異なった状態であり、しばしば相衝突するのであるからはっきりと区別されるべきものなのである。・・・われわれのいう『自由』は一つの種類のもので、程度を異にするが種類を異にするものではない。この意味で『自由』は、人と人との関係にのみかかわるのであり、自由にたいする侵害は人びとによる強制[coercion]だけである。」⁵

ここでハイエクは、やや分かりにくい表現をとっている。簡単に言えば、自由という言葉は様々な意味で使われているが、誤った使い方がなされることが多い。他のものをより好ましいものとして選択する自由が本来の自由ではなくて、他人による強制からの解放だけが、自由だと言うのである。つまり人々が「選択しうる物理的可能性の幅」、言い換えれば、選択肢がたくさんあることは、自由とは「直接的関係を持たない」ことになる。ハイエクは次のようにも述べている。

「かれが自由であるかないかは、選択の範囲によるのではなく、かれの現在の意図にしたがってその行動進路を形成することを自ら期待できるかどうか、あるいは誰か他の人が本人自身の意志よりもむしろその人の意志にしたがってかれを行動させるよう、状況をあやつる力をもっているかどうか依存している。」⁶

様々な選択肢に関する意欲的な意思決定は、しばしば自由が持つ本来的な意味であると解釈されてきたが、ハイエクは、あえて強制からの解放という消極的自由を基本に据えている。このように、自由と行動における選択肢の多さは

5 Hayek (1960), p.12, 邦訳、I. 23 頁。

6 Hayek (1960), p.13, 邦訳、I. 24 頁。

直接関係しない。

ついでハイエクは、この強制・束縛からの解放という本来の意味と、自由という言葉に付着する他の意味(「政治的自由」、「内面的自由」、「権力としての自由」)とを対照することにより、自由がもつ本来の意味をより明確にしている。少し長くなるが、ハイエクの自由に対する考えをより明確にするため、本来の自由とこの3つの自由との比較について検討する。

第一に、本来の自由と「政治的自由[political freedom]」とを比較する。「政治的自由」(あるいは国民的自由)とは、政府の選択や立法の過程において、また行政の管理において人々が参加することである。両者の大きな違いは、政治的に自由な国民は必ずしも自由な人間であるとは限らないし、「個人として自由であるためには人はこの集合的自由をわけあう必要もない」⁷点である。自らが所属する政治的な社会秩序に同意することと個人的自由とを混同することは、愚かなことであり、そして、この場合混同が危険であるのは、「人が自ら奴隷となることに投票したり契約したりして、それによって本来の意味における自由の放棄に同意するかもしれないという事実をあいまいにする傾向があるから」⁸である。自分の意志である政府を選んだとしても、その政府が独裁的な政府となることや、人為的な政策や規制により個人を強制するという可能性は、つねにあり得る。つまり、政治的自由のある状態は、一見ハイエクの自由と同じようにも見えるが相反する可能性もあり、時として、政治的自由が本当の自由を阻害する可能性もある。

第二に、「内面的[inner]あるいは形而上学的[metaphysical] (時には主観的[subjective])自由」との比較である。これは個人的自由[individual freedom]と密接に関連するため混同されやすい。しかし、「『内面的自由』の逆は、他人による強制ではなく、一時的な感情あるいは道徳的または知的な弱さの影響」⁹である。つまり、ある人が理知的な選択をしたり、自分のした選択に固執したりできるかどうかは、他人がその意思をかれに強いることとは別の問題である。しかし、この個人的自由と内面的自由は、明らかに関係を持つ。ある人に対し

7 Hayek(1960), p.13, 邦訳、I. 25 頁。

8 Hayek(1960), p.14, 邦訳、I. 26 頁。

9 Hayek(1960), p.15, 邦訳、I. 27 頁。

ては強制することとなる状態が、他の人にとっては克服を要する単に日常的な障害に過ぎず、それにかかわる人たちの意志の強さに依存するときがある。この限りにおいて、これら 2 つの自由はともにある人がいくつかの機会についての自分の知識をどれほど利用できるかを決定する。これら二つの自由を分けておく重要な理由として、「『意志の自由[freedom of the will]』と呼ばれるものについての哲学的混同に対して、『内面的自由』の概念が関係をもっていること」¹⁰とハイエクは述べている。

第三に「権力としての自由[liberty as power]」との比較である。「権力としての自由」とは、欲することを実行する物理的能力や欲望を充足する力、あるいは我々に開かれているいろいろな途の選択の範囲をあらわすのに自由という言葉を使うことである。そして、この自由と本来の自由との混同が、三つの自由の混同の中で最も危険であるとハイエクは注意を促している。なぜなら、ひとたび自由と権力を混同してしまうと、自由という言葉の魅力を利用して個人の自由を破壊する手段を支持する詭弁を抑えるものがなくなり、人々に勧めて自由の名の下に自由を放棄させる策略にも果てがなくなってしまうのである。この権力としての自由は、おそらくもっとも本当の自由と相容れないものであろう。ハイエクは政府介入を嫌った人物だが、その理由の 1 つが、権力としての自由に対する警戒だった。

このように、これら 3 つの自由は、ハイエクの言う本来の自由と異なっている。しかし、これら異なる三つの自由は、ある点において本来の自由との共通点を持っていることに注意しなければならない。それは、これらすべての自由を大部分の人が望ましいと考えていることである。そのため、一言に自由といっても、本来の自由とは異なる意味にとってしまう可能性が多々ある。ハイエクにおける自由とは、本来の自由（消極的自由）であることは、ハイエクを研究する上で忘れてはならない点であろう。

ここまで、ハイエクの言う自由とは消極的自由であることを表してきた。では、この自由の元では、人間は常に幸福と言えるのか。ハイエクはそういった考えを否定し、自由であっても不幸となる可能性を指摘している。ハイエクは

10 Hayek(1960), p.15, 邦訳、I. 28 頁。

自由の問題点について次のように述べている。

「われわれは自由であっても、不幸でありうることを認めなければならない。・・・自由であることは、ある場合には飢える自由、高価な過ちを犯す自由、または命がけの危険を冒す自由をたしかに意味するかもしれない。」¹¹

このように、ハイエクは自由であることが個人にとって効用の改善をもたらさないことがあると指摘している。ハイエクは、基本的には利潤動機を原動力とする市場メカニズムに基盤をおいていた。しかし、ハイエクは決してベンサム(Jeremy Bentham, 1748-1832)の功利主義のように個人の快樂や幸福の最大化を基準としていたわけではない。ここで言う功利的な最大化原理とは、無作為に抽出されたどの個人を取っても、その個人が自らの目的を達成できる機会が最大化されているというものであるが、ハイエクが自由の行使として強調したのは、むしろ自らの目的実現を目指す自由競争の過程において行われる努力である。つまり、ハイエクは、経済活動の結果大きな満足が得られるということよりも、他人の強制を受けずに自由に活動できることの方をはるかに重視している。その理由は、結果としての幸福よりも、強制されない自由というものをより重要なこととみたこと、さらには、他人や集団や政府の強制を受けながら得た大きな成果は、長期的には、崩れ去る可能性が高いので、当面の満足よりも強制されない自由な活動の価値を高く評価したことなどによっている。

このように、ハイエクの自由は功利主義的な自由と対立するものだと考えられる。たしかに、自由は、上述のように「飢える自由、高価な過ちを犯す自由、または命がけの危険を冒す自由」を意味する場合もありうる。それでもハイエクは、次のように言う。

「自由が他の財に比べて必ずしも好ましくないとしても、それは特別の名称を要する特別の財である。」¹²

11 Hayek (1960), p.18, 邦訳、I. 31 頁。

12 Hayek (1960), p.18, 邦訳、I. 31-32 頁。

彼は、自由とは他の具体的利益とは異なる特別な財であるとし、自由の重要性を強調している。ハイエクの自由は、効用を最大化する選択の自由なのではなくて、強制・束縛からの自由なのである。

次に、ハイエクの自由論における最大の特徴について検討したい。次章以降においてさらに詳しく述べることとなるが、ハイエクの特徴として、人間の無知を強調したことがある。まず、ハイエクは次のように述べている。

「もし全知全能の人間がいたとしたら、すなわち現在のわれわれの願望の達成に影響する全ての要素ばかりでなく将来の欲望と願望をも知ることができるのであれば、自由擁護の理由はほとんどないであろう。」¹³

ハイエクは、もし人間が全知全能なら自由の擁護は必要ないと考えている。しかし、当然のことながら全知全能の人間など存在しない。だからこそ、様々な人々の試行錯誤からより良いものが出現してくることを期待して、自由社会は全ての人間に強制からの自由を与えるのである。そして、ハイエクは次のように述べている。

「すべての個人のもつ知識はきわめて乏しいし、またわれわれのうちで誰が最善の知識を持っているか知っていることが稀だからこそ、われわれが望んでいるものに気づいたときそれを出現させる、多数の独立した競争的努力を信頼しているのである。」¹⁴

つまり、彼が強調しているのは、人間の知識が乏しいことを踏まえつつも、変化していく環境に対して社会全体がいかに柔軟な適応力を発揮し続けるか、という問題なのである。彼は、この状況を「無知の承認の上に立っている」¹⁵と表現した。ハイエクの自由は全ての人間全体の幸福を目指したものではなく、

13 Hayek (1960), p.29, 邦訳、I. 46 頁。

14 Hayek (1960), p.29, 邦訳、I. 46 頁。

15 Hayek (1960), p.30, 邦訳、I. 47 頁。

社会全体をよりよくするためのものである。そのため、自由社会においては、その代償として個々人の競争的な努力には失敗が付きまとうことになる。ここでのハイエクの言葉に「無知」という用語が登場する。無知とは「何も知らない」、「愚かだ」とするのが一般的だが、ハイエクは人間を決してそのように見ていない。ハイエクの言う無知とは、人間は全知全能の存在でなく不完全だ、といったことを表している。この無知を森田(2009)は「不完全知」という言葉でより理解しやすく表現している。ハイエクは無知をこのような意味で使用しており、ハイエクの著作を読み解く上で注意が必要である。

そして、人間が無知であるという事実に対してハイエクは次のように述べている。

「もちろん、私生活と同様に社会生活においても、好都合な出来事がいつもそのとおりに生じないことは確かである。われわれはそのための用意をしておかなくてはならない。しかし、それはなお偶然にとどまるのであって、確実なものにはならない。そこには危険を意図的に冒すことや、個人とか集団が成功して他の人たちと同じような功績がありながら不運にみまわれる可能性、多数にとってさえ重大な失敗または退歩の可能性などが含まれる。しかし差し引きすれば純利益だけは高い確率で予想される。われわれのできることは、個人の資質と周囲の事情のある特殊な結びつきがある新しい道具の形成または古い道具の改良をもたらす機会を高めたり、そのような確信がそれを利用できる人に急速に知られるようになるという見込みを高めることだけである。」¹⁶

ハイエクは、強制されないことを自由と定義した。そして、自由な活動を推奨していたが、同時にその自由な活動のもとでは、具体的な目的実現を目指す努力をする過程に失望がともなうことは避けられないこともまた強調していた。しかし、それでもなおハイエクは強制されない自由を推奨したのである。強制されない自由は、ときには不幸な結果を引き起こすが、長期的には、各個人にとってより良い結果がもたらされると見るのである。

16 Hayek(1960), pp.29-30, 邦訳、I. 47 頁。

2. 個人主義の二類型

前節において、ハイエクの自由について検討してきた。そして、ハイエクの自由とは消極的自由であることを明らかにした。この「自由」のように、様々な意味に取られるため、被害をこうむっている用語があることをハイエクは指摘している。その中でも特に、「個人主義」という用語に注意を促している。個人主義はハイエクが信奉するものであり、ハイエク自由論においても重要である。そのため、本節ではハイエクの考える個人主義について検討したい。

現在、ハイエクとは関係なしに個人主義という言葉は社会に深くなじみのある言葉となっている。しかし、個人主義の正確な意味とはどういったものか。

「個人を立脚点とし、社会や集団も個人の集合と考え、それらの利益に優先させて個人の意義を認める態度。ルネサンスおよび宗教改革期における個人的・人格的価値の発見により自覚され、社会の近代化の進行にともなって普及するに至った。俗に、利己主義(egoism)と同一視されるが、基本的に別である。」[広辞苑]

個人主義と言われると、上記のように考えるのが一般的だと思われる。しかし、ハイエクの考えはこれとは異なっている。このように、「個人主義」という用語が誤った使われ方をしていることについてハイエクは次のように述べている。

「われわれが遭遇する困難は、現在の政治上の用語がはなはだしく不明瞭であり、同じ用語が異なる集団においてはほとんど反対の意味をもつことさえしばしばあるという周知の事実だけではない。これよりはるかに深刻な事実は、実際には相互に矛盾し、相容れないような理想を奉ずる人びとを、同一の擁護が統合してしまいうように見える場合がしばしばあるということである。『自由主義』あるいは『民主主義』、『資本主義』あるいは『社会主義』というような用語は、今日ではもはや首尾一貫した観念の体系を示さない。・・・この点に

において、『個人主義』という用語ほど被害をこうむった政治上の用語はない。」¹⁷

このように、彼は個人主義という用語が乱用され、誤用されていると指摘している。しかし、それでもなお、彼は個人主義という用語を擁護する見解を示している。ハイエクにとって個人主義とはそれほど重要なものであると考えられる。

そして、真の個人主義と偽りの個人主義がどういったものかを指摘している。まず、この真の個人主義は、合理主義や社会契約説に反対する立場をとるなど上記の個人主義とは大きく異なっている。むしろ、上記の個人主義は、偽りの個人主義と言っていいものである。では、真の個人主義とはどのようなものか。ハイエクは真の個人主義に属する人物として、ジョン・ロックやバーナード・マンデヴィル、デヴィット・ヒュームらを挙げている。この個人主義は唯物論的アプローチをとり、人間の営みの中に見られる全ての秩序を予測不可能な諸個人の行為の結果であると説明する。この個人主義は、社会の中に存在することによってその全体の本質と性格が定められている人間を前提とし、全ての強制的な、もしくは排他的な権力を厳しく制限せよと要求する。つまり、強制的権力の必要を否定しないが、これを制限することを望むものである。(組織や連合を作るに際して強制をもちいることに対して反対なのであって、連合そのものに対してでない。)

対して、偽りの個人主義は、19世紀の古典派経済学者やフランスの百科全書派が属するとハイエクは述べている。この個人主義は、実在論的または本質的アプローチをとり、孤立した個人または自足的な個人の存在を前提にしている。この個人主義は、発見しうる全ての秩序を意図的な設計によるものであるとする。中央集権化、社会主義、ナショナリズムに好意を示し、無政府主義を導く可能性を持つ。ハイエクは2つの個人主義をこのように定義している。では、この2つの個人主義の重要な違いとはどういった点なのか。これら2つのもっとも重要な違いは、その発生過程にあると考えられる。

真の個人主義やその制度は、自生的な発生を基礎とする。誰が設計したわけ

17 Hayek (1949a), pp.2-3, 邦訳、7頁。

でもなく社会過程によって生み出された制度は、特定の意図の影響を受けず、そのような制度こそ強制を減らす(なくす)のに不可欠の条件である。また、この考えは国家の強制を嫌うがそれを否定せず、強制的権力を必要不可分の分野に制限することを望む。

対して、偽りの個人主義やその制度は、設計された制度や計画を重視する。この考えは自生的発生物を否定し、中央集権の過程を進めることに繋がる。そのため、ナショナリズムや社会主義に対して好意を持つ。

他の重要な相違点としては、人間の見方が挙げられる。真の個人主義は、人間を非合理的なものとして捉える。人間の能力には限界があり、そういった人間を前提として社会を考える。対して、偽りの(合理的)個人主義は、合理的な人間を前提として社会を考える。そして、そうした善人や賢人にのみ自由が許され、賢明な立法者が国を治めるのである。

真の個人主義と偽りの個人主義は他にも様々な点で異なるが、重要なのは、前者が自由で強制を最小限に抑える社会を求めるものであるのに対し、後者は政府の強制を認めることにある。後者は設計された制度のもとの社会であり自由な社会とは決して言えない。

政府の強制や肥大化を嫌い自由を勧めるハイエクの思想は、真の個人主義に近いものである。実際ハイエクは、真の個人主義を重視し、いつわりの個人主義を批判する立場をとっている。

ハイエクは、伝統や慣習といった自生的な秩序を重視していた。そして、政府の肥大化を嫌い、小さな政府を目指していた。そのため、彼は誰が設計したわけでもない、そして自由を勧める真の個人主義を重視した。対して、彼が偽りの個人主義を批判した最大の理由は、それが社会主義へと繋がる思想であることだと考えられる。設計された、合理的な思想を重視する偽りの個人主義は自由な体制の活動を困難にすることに繋がる。そして、「この傾向がすべての権力を掌握する中央政府のみが秩序と安定を保持しうるような諸条件をつくりだしがちである」¹⁸ことはきわめて重要な点である。

また、ハイエクは人間をそれほど信頼していたわけではない。しかし、自生

18 Hayek(1949a), p.27、邦訳、32頁。

的に生まれる秩序は信頼していた。そして、その秩序のもとでは、長期的に見て人々は理想的な社会に近づいていくことができると考えた。

そして、人間の能力には限界があるからこそ、その人間が設計した秩序よりも自生的な秩序に信を置いていたと考えられる。この点から見ても、ハイエクが真の個人主義を重視していることが分かる。

ハイエクのこの自生的秩序を重視する考えは、『法と立法と自由』において強く論じられている。しかし、ハイエクがこれについて触れている「真の個人主義と偽りの個人主義」は、1945年に発表された講義である。ハイエクの自由に対する考えの雛形は、20年以上前にすでにハイエクの中に出来上がっていたことが見て取れる。この点から、ハイエクは自生的秩序について長期にわたり考えていたこと、そして、戦後のハイエク理論の基礎には自生的秩序への信頼があることが分かる。このように、ハイエクは自生的秩序を重要視したことは広く知られている。次章では、ハイエク研究において、最も重要であろう自生的秩序について検討する。

第2章 自生的秩序

1. 自生的秩序とは

ハイエクは、人為的に作られた組織と自然発生的な秩序(自生的秩序[spontaneous order])とを明確に区別する。この議論は、『自由の条件』刊行の13年後に出版された『法と立法と自由』第1巻で詳しく展開されている。ハイエクは、「秩序[order]」はあらゆる複雑な現象の論議において不可欠な概念であると述べ、さらに、それを「『つくられた』秩序」(タクシス)と「『成長した』秩序」(コスモス)と名づけられる二つの秩序に区分している¹⁹。前者のつくられた秩序、すなわち組織[organization]は、熟慮の上で意図的に作られたものであるから、作り手の意図に必ず役立つものとなる。それに対して、後者の成長した秩序、すなわち自生的秩序(歴史過程において自生的に形成されてきた秩序)は、外部の主体に作られたものではないため、何の特定の意図も持つことはできない。つまり、ハイエクが二つの秩序を分ける本質的特徴として考えていたのは、目的概念に対する秩序の関係であると言える。そして彼は、二つの秩序のうち自生的秩序をより重要と考えている。では、ハイエクは自生的秩序についてどういった考えを持っているのか。

ハイエクによると自生的秩序が依拠するルールもまた、自生的起源を持つことが多かった。なぜなら、政治的支配者たちはある特殊目的を追求し、その特殊目的の実現のために政府という組織を命令によって作り上げようとするからである。この点についてハイエクは、次のように述べている。

「自生的秩序を生み出すことができる目的独立的な行動ルールの成長は、・・・その支配権を本来の組織だけに向けようとする傾向のあった支配者たちの企みとの対立のなかで生じることが多かったのであろう。われわれが主として探らなければならない究極的に開かれた社会を可能にした法の進化の段階は、イウス・ゲンチウム、すなわち商慣習法と港や市での実践のなかにある。

19 Hayek(1973), p.37、邦訳、52頁。

おそらく普遍的な行動ルールの発達は部族という組織化されたコミュニティーの内部ではじまったのではなく、未開人が同じような仕方でお返しをもらえることを期待して自分の部族の境界線の贈物をおいていったときの最初の無言の物々交換にはじまったのであり、こうして新しい慣習が生まれたということさえできるであろう。とにかく、一般的行動ルールが受容されるようになったのは、支配者の指令を通じてではなく、個々人の期待がそれに根差す慣習の発達を通じてであった。」²⁰

このように、自生的な成長過程により登場するルールとそれにより生み出される自生的秩序とが、自生的起源ゆえに目的独立性を持つとハイエクは考えた。その理由は、政治支配者の恣意的な権力行使の及ばない所でそれが成長するからである。そして、このような秩序は自生的であるがゆえに、設計された秩序を超えて成長する可能性を秘めている。

そして、ハイエクは自生的秩序を重視すると共に、法による人の支配を説いた。では、自由と両立する法とはどんなものか。まずハイエクは法と命令を区別した。前者が自生的秩序のためのルール(誰かが特定の意図を持って作り上げたのではない抽象的概念)、後者が組織のためのルール(人による支配の手段としてのルール)である。そして、ハイエクは「自由の法[the law of liberty]」を「ノモス(nomos)」と呼んだ。ハイエクが言う法とは、主に前者のことである。

自生的秩序と対立しない法は、それ自体が自生的であることが望ましい。法が自生的秩序の生成を促進するような種類のものであるとするならば、それが、自生的秩序の成長に対応できるからである。そして、この対立しない法が、「ノモス」なのである。

しかし、だからと言って自生的な成長過程がそれ自身の力では抜け出せない行き詰まりに陥ることもありえる。自生的に進化するルールが望ましくない結果をもたらすこともあり、立法による修正を必要とすることもありえる。ここでハイエクは次のように述べている。

20 Hayek(1973), p.82、邦訳、110頁。

「行動ルールを明文化しようとする努力から生まれるすべての法は、必ずしも立法者の命令によって付与されたわけではない望ましい性質を必然的にもつという事実は、そのような法が他の点において非常に望ましくない方向に発展しないということを意味しないし、そうした場合には意図的な立法による修正が唯一の現実的解決となることを意味する。さまざまな理由から、自生的成長過程はそれ自身の力では抜け出せない、または少なくとも速やかに抜け出せない行きづまりに陥ることがある。・・・進化した法がいくつかの望ましい特性をもつという事実は、それがつねに良い法であるとか、そのルールのいくつかが非常に悪くはないであろうということの証明にはならない。したがって、われわれがまったく立法なしでやっていけるということにはならない。」²¹

社会にとって法は何よりも大切なものだが、非常に望ましくない方向に発展することや、まったく新しい事情への法のすみやかな望ましい適応ができないこともありえる。そして、そういった状況においては意図的に作られた立法による修正が唯一の解決手段であるといえる。彼は自生的秩序を強調し自由の法による支配を考えたが、つくられた秩序やつくられた法を不必要だといったわけでは決してない。彼は自生的秩序と組織の共存を主張していたのである。

2. 市場秩序

ハイエクは『法と立法と自由』において「経済」という言葉の曖昧性を指摘し、それを厳密な意味に限って用いて、市場秩序を構成する無数の相互に関係した諸経済を叙述するためには別の用語を採用すべきである、と説いている。そしてハイエクは、市場における多数の個別経済の相互調整によってもたらされる秩序を叙述するために、カタラクシー[catallaxy]という単語を作った。そして、その定義について、以下のように述べている。

21 Hayek(1973), p.88、邦訳、118頁。

「財産と不法行為と契約についての法的ルールの範囲内で人びとが行為することを通じて、市場によって生み出される特殊な自生的秩序こそが、catallaxyにほかならない。」²²

つまり、カタラクシーとは、市場によって生み出される自生的秩序の一種である。このように、市場においても自生的秩序は存在するとハイエクは考えた。では、ハイエクはカタラクシーについてどう考えていたのか。

「大きな社会とその市場秩序に対しては、それが諸目的についての合意された順位を欠いているという非難がしばしば浴びせられる。しかしながら、これこそが個人の自由やこの社会が尊重するものすべてを可能にする大きな長所なのである。大きな社会は、めいめいが追及する特定の目的についての合意なしに、ともに平和裏に相互に利益を与えあって生活することができるという発見を通じて生じたのである。・・・組織の内部では構成員が同じ目的をめざしてなされる程度までしか相互に助け合わないが、カタラクシーでは、相手に気づかたり知ることさえなしに、他者のニーズに貢献するように仕向けられる。」²³

「カタラクシーについての重要な点は、個々人が利己的であろうとなかろうと、人によって大きく違っているさまざまな知識や目的をそれが調和させるという点である。カタラクシーが全体的秩序としてどんな意図的な組織にも優っているのは、まったく利己的であるとか高度に利他的であるとかを問わず、人びとが自らの利益にしたがいつつも、そのほとんどをまったく知らない多数の他者の目的を促進するからである。大きな社会では、めいめいの目的が違っているにもかかわらず、むしろ違っていればこそ、様々な構成員はお互いの努力から利益を受けるのである。」²⁴

22 Hayek (1976), p.109、邦訳、152 頁。

23 Hayek (1976), pp.109-110、邦訳、152-153 頁。

24 Hayek (1976), p.110、邦訳、153 頁。

ハイエクにとってカタラクシーは市場に不可欠なものであった。市場にカタラクシーが存在することによって、市場で競合する構成員は、意図せずとも互いの諸目的を調和することができる。もし市場への強制や介入を行えば、それは特定の結果の達成を目指すものであるがゆえに、カタラクシーの相互調整を妨げる結果になることも重要な点である。

しかしハイエクが、カタラクシーを妨げると言う理由で、市場への介入を全て反対しているかといえ、そうでもない。彼は政府活動について、『自由の条件』において次のように述べている。

「法の支配に合致するかぎりにおいて、政府の政策手段を政府干渉として拒絶すべきでなく、一つ一つの場合ごとに便宜の観点から検討する必要があると言うことを意味する。」²⁵

「重要な点は政府活動の量よりもむしろその質にある。うまく機能する市場経済は国家の側のある種の活動を前提としているし、その機能を助けるためにもなお若干の活動が必要である。そのうえさらに、その活動が機能している市場に合致する類のものであれば、多くの活動を許すことができるのである。」²⁶

このようにハイエクは、政府の介入自体には特に反対していない。しかし、だからといってハイエクが政府に市場を任せることを良しとしたとは決していえないのも事実である。彼は、少数の人間が統治する政府に問題の解決を委ねるより、多くの人々が参加する市場に任せるほうが、長期的には望ましい効果が期待できるとし、自由な競争を支持したのである。そして、彼はある程度の政府サービスや介入も認めている。つまり、必ずしも市場が万能だと考えたわけではない。そういった意味でハイエクは市場原理主義ではなく、市場尊重主義であると言えるのではないか。

では、彼が反対する政府介入とはどのようなものなのか。それは市場経済の

25 Hayek (1960), p.221、邦訳、Ⅱ.125 頁。

26 Hayek (1960), p.222、邦訳、Ⅱ.125 頁。

力を弱めてしまう介入である。

「自由体制が依拠しているまさにその原理に反する活動もあるのであって、それは自由体制を機能させるためには排除されなければならない。その結果、比較的活動的でないが間違っただけの政府は経済問題にもっと深くかかわりながら、経済の自主的な力を助ける活動に自ら限定する政府よりも市場経済の力をいちじるしく弱めることになろう。」²⁷

ハイエクは何よりも市場が機能することに重点を置いたと言える。そして、市場が正常に機能し、その市場に任せれば望ましい結果が得られると考えていたのだろう。だからこそ、政府の介入も市場に悪影響がない範囲でしか認めていなかった。また、経済が有効に機能するために、法の支配が必要だと考えた。そして、法の支配に認められる範囲でのみ、政府活動を認めているのである。

3. ハイエクの自生的秩序における進化論

(1) ハイエクの進化論観

これまで、ハイエクの秩序について『自由の条件』と『法と立法と自由』を中心に秩序の性質について論じてきた。しかし、ハイエクの秩序やルールについて検討するうえでは不十分である。ハイエクの思想において欠かすことのできない要素として進化論があり、秩序と進化論には大きな関係がある。ハイエクは進化論について次のように述べている。

「私はチャールズ・ダーウィンに最大の賛辞を贈る者であるが・・・有機体的生命体において進化の過程がどう働くのかを説明しようとした彼の苦心の努力は、人文科学においては長らく・・・常識となっていたことを科学的コミュニティに確信させたのである。・・・生物学的進化の観念は、それよりも前に認められていた文化的発展の諸過程、すなわち言語(ジョーンズの著作のよう

27 Hayek(1960), p.222、邦訳、II.125頁。

に)、法、道徳、市場、そして貨幣のような制度の形成に通じる過程についての研究に由来している。」²⁸

このように、進化論は生物学においてのみではなく、社会科学においても適用される、とハイエクは考えている。ここで注意したいのはハイエクが、社会ダーウィニズムを批判していることである。ハイエクが述べたように、ダーウィン以前にも文化的進化の研究はなされてきたのでから、文化的進化をすべてダーウィンから学ぶのは過ちである。また、当然のことだが文化的進化の理論と生物学的進化の理論には多くの差異があることも忘れてはならない²⁹。

このように、ハイエクはこれらの点に注意し、社会ダーウィニズムを否定しているが、自身の理論に文化的進化のメカニズムを取り入れている。この点について森田は、「自生的秩序の形成は果たして進化的プロセスの産物なのか、あるいは自己組織化または個体発生的プロセスなのかという点がハイエク研究者の議論の1つのテーマになった」³⁰と述べ、ハイエク研究における秩序と進化の関係の重要性を指摘している。本節では、ハイエクのルール論における進化論の役割を検討する。

(2)ハイエクの自生的秩序論における文化的進化の役割

ハイエクが自身の自由論について記した著作には前述の『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』の3作が主に挙げられるが、これらのうち最も古い『自由の条件』ですでに進化について論じている。ここでハイエクは、自由の伝統について、次のように述べている。

28 Hayek(1989), p.22,邦訳、27-28頁。

29 ハイエクはこれらの差異を次の点に触れている。

「生物学的議論は、いままでは獲得された特質の遺伝を排除するけれども、すべての文化的発展はその種の遺伝形質・・・に依拠している。・・・しかも、文化的進化はたんに固体の物理的親からだけではなく、無数の『先祖』からの習慣や情報の伝達によっても引き起こされる。また、その伝達を促進し、学習によって文化的性質を拡散させる過程は、すでに注意したとおり文化的進化を生物学的進化とは比較にならぬほど速くしている。」[Hayek(1989),p.25,邦訳、31頁。]

30 森田(2009)、215頁。

「自由は自然の状態ではなく、文明の構築物であるけれども、それは設計から生まれたのではなかった。・・・自由の理論のこの発展は主として 18 世紀に起こった。それはイギリスとフランスの 2 カ国ではじまった。・・・前者は自生的に成長してきたが不完全にしか理解されなかった伝統と制度の解釈を基礎としており、後者はユートピアの建設をめざしてきたものでありしばしば実験されてきたがいまだかつて成功していない。」³¹

このように、2つの自由を挙げ、ハイエクは前者を重視している。このように、ハイエクは自生的秩序が登場する以前から自生的に成長した伝統などを重要視する姿勢が見られる。そして、この自由の元で社会理論が成長してきたが、それにより、「人間同士の関係における複雑で秩序だった制度、しかもきわめて明確な意味での目的をもった制度がいかに設計に負うことなく成長したか」³² が明らかにされたらとハイエクは指摘している。つまり、制度は人間に発明されたものではなく、人々の個々の行為によって生まれたものである。そして、人間の設計によるものでない秩序が適応的進化の結果として誕生したことが明らかにされたらとハイエクは述べている。このように、『自由の条件』においてすでに、秩序の進化について論じられているが、同時にこの進化がダーウィニズムと異なることも指摘されている。

「社会科学は自らの領域で・・・『自然選択』、『生存競争』、および『適者生存』などのような概念をもちこんだが、それは社会科学の領域では適切なものではない。というのは、社会的進化における決定的な要素は個人の物理的そして遺伝的な属性の淘汰ではなく、成功している制度や習慣の模倣による淘汰であるからである。」³³

ハイエクによると、秩序が進化していくことは正しいが、社会的進化にダー

31 Hayek (1960), p.54, 邦訳、I 79-80 頁。

32 Hayek (1960), p.58, 邦訳、I 85 頁。

33 Hayek (1960), p.86, 邦訳、I 59 頁。

ウィニズムを用いることは過ちである。その理由は、社会学的進化による淘汰と生物学的進化における淘汰は異なるからである。社会的進化においてハイエクが最も重要としたのは、学習と模倣によって文化や秩序は伝えられ、発展していくことである。このように、ハイエクの述べる文化的進化はダーウィニズムと異なっている。では、ハイエクのルールはどのように進化するのか。森田(2009)は、ハイエクの進化論における淘汰について「ハイエクの進化論においては、彼自身が明確に述べているように、選択・淘汰の対象はルールである。そのルールに対して環境となっているのがルールの選択主体の集合、つまりは集団ないし社会である・・・集団を支配するルールは、生物進化の個体が持つ多様性とは異なり、すべての主体にあまねく適用される抽象的内容を有していなければならない」³⁴と述べている。ダーウィニズムが固体の選択・淘汰を必要とするのに対し、ハイエクの進化はルールが選択・淘汰の対象となる。このルールが環境(集団・社会)から放棄され、ルールが淘汰されたとしても、人間集団が生物学的に消滅することはない。生物進化の場合、DNAが固体と共に選択・淘汰されるため、遺伝子の定着により進化が進むのに対し、ルールの進化は、固体と分離されるため、世代から世代へ学習の成果を伝えることができるのである。そして、こうしたルールにより、秩序は生まれるのである。ハイエクは次のように述べている。

「個々の活動を、文明を成り立たせている秩序へと統合するのは、そうした活動の持つ目的側面ではなく、ルールに支配される側面である。」³⁵

このように、進化したルールによって秩序は生み出されるのである。そして、この自生的秩序、すなわち、伝統や道徳がハイエク思想において重要な影響を与える。次節ではハイエク思想における伝統・道徳について検討していく。

4. 伝統・道徳

34 森田(2009)、218-219頁。

35 Hayek(1978), p.71.

(1) 「本能と理性のあいだ」概要

これまで、ハイエク思想において自生的秩序が重要であることを明らかにしてきた。そして、ハイエクはこのような自生的秩序として、道徳や伝統を挙げ、重要視している。このように、道徳、伝統はハイエクの秩序論において重要である。本節では、ハイエクの特徴である道徳、伝統および制度の問題について検討していく。その際、ハイエク最後の著作である『致命的な思いあがり』を中心に考察を進めていきたい。ハイエクは『致命的な思いあがり』において、複数の章で制度や伝統について論じているが、第1章「本能と理性のあいだ」において、基本的な論点が明確に提起されている。

検討を進めるにあたり、まずこの第1章の概要を見渡しておこう。この章は5つの節に分かれており、第1節「生物学的進化と文化的進化」では、ハイエクの言う道徳とはどういったものか、そして伝統や道徳がどのように誕生するのかが描かれている。次に、第2節「協同と対立における二つの道徳」では、「模倣」や「連帯」・「利他主義」など「一部の本能の持続的な利益を見おとしはならない」³⁶ ことと、それにもかかわらず本能を抑制しなければならないことが論じられている。第3節「自然人は拡張した秩序には不向きである」では、競争におけるルールとの必要性とルールの進化についての説明がなされている。第4節「精神は文化的進化の案内役ではなく所産であり、洞察や理性よりも模倣に基礎を置いている」では、まさに「致命的な思いあがり」という表現が意味すること、すなわち人間の理性を全面的に信頼してはいけないとする考えが述べられている。最後に第5節「文化的進化のメカニズムはダーウィニズムではない」では、社会ダーウィニズムが批判されている。第一章全体を通して述べられているものは何か。この章においてハイエクは、「本能が習慣や伝統より古いのとまさに同じように、後者は理性よりも古い。すなわち、習慣と伝統は本能と理性のあいだに、論理的、心理的、時間的に位置するのである」³⁷ と述べている。ハイエクは伝統を、本能のような無意識のものでもなく、理性の

36 Hayek (1989), p.17, 邦訳、21 頁。

37 Hayek (1989), p.23, 邦訳、28 頁。

ように合理的なものでもない、それらの中間的なものであるとしている。そして、この本能と理性のあいだにある道德・伝統のもとでの自由をハイエクは勧めているのである。では、なぜ伝統を重視するのか。その最大の理由は、人間の無知、人間の能力の限界にある。ハイエクは人間を不完全なものと考えており、そのような不完全な人間の判断よりも、長い歴史の中で試行錯誤にさらされながら生き残っている伝統にこそ信を置くのである。

このようにハイエクは伝統を重要視しているが、彼の考える伝統とはどのようなものなのか、検討していきたい。本論文の目的は、ハイエクがどのような根拠から社会の道德や伝統の重要性を導き出したのかを明らかにすることである。

(2) 伝統とはなにか

前述したとおり、ハイエクは伝統や道德といったものを重視している。彼は次のように述べている。

「私は本能と理性のあいだにあるもの、そしてそのために、ただ二つのあいだにはなにもないと仮定されてしばしば看過されているものに注意を喚起したい。すなわち、私は文化的・道德的進化、拡張した秩序の進化におもに関心を抱いているのであって、それは一方で(……)本能を超え、しばしば対立するのであり、他方で(……)理性によっては創造ないし設計できないのである。」³⁸

このように、彼は本能と理性のあいだにある伝統や道德に注目し、またそれは、理性や本能よりも重要なものであるとしている。

初めに注意しなければならないのは、ここで書かれている道德の定義である。ハイエクは道德について「人類は本能の求めることの実行をしばしば禁じ、もはや出来事の共通の認識に依拠しないルールを(……)発展させ、それに従うことを学ぶことによって文明を達成したのである。このようなルールは結果と

38 Hayek(1989), p.21, 邦訳、26頁。

して新しい異なる道徳を作り上げるが、私は『道徳』ということばをそう限定したい」と述べている。つまり、ハイエクが重要と考える道徳には、「自然道徳」すなわち本能は含まれていない。彼の重視する道徳とは、「漸進的に進化してきた人間の行為ルール」³⁹に基づく道徳である。

では、なぜハイエクは伝統や道徳を重視するのか。彼は伝統的枠組みの中に人びとが存在すれば、市場において人間は適切な行動をとることができるからだと考えている。人間の知識は不完全なもので、広く分散している。そのような社会の中で人間が優れた判断を下しうるのは、古くから進化してきた制度や伝統の枠組みの中に人間が置かれているからである。ハイエクは人間を万能なものとは考えていない。そのため、政治家や立法者が判断するよりも、長い歴史の中で漸進的に進化してきた伝統や道徳、すなわち拡張した秩序に従うべきであると考えている。⁴⁰

『自由の条件』(1960)の第4章「自由、理性および伝統」においては、「もしも、成長した制度にたいして、また風俗と習慣にたいして、さらに『長い歴史をもつ掟と古くからの方法についての規制』にたいして純粋な尊厳がなければ、自由にたいする純粋な信念はおそらく生じなかったであろうし、また自由な社会を操作して成功させる試みもきっとありえなかったであろう。逆説的なように見えるかもしれないが、自由な社会の成功はつねにほとんどの場合、伝

39 Hayek(1989), p.12, 邦訳、15頁。ハイエクは、また次のように述べている。「私は『道徳』ということばを、拡張した秩序へと人類を拡大させることのできる非本能的なルールに限定したほうがよいと考える。なぜなら、道徳の概念が意味をもつのは、一方では衝動的かつ無反省な行動との、もう一方では特定の結果にたいする合理的な関心との対照によってのみだからである。」[Hayek(1989), p.12, 邦訳、35頁。]

40 古賀(1983)は、この点に関して、次のように的確に述べている。

「ハイエクのいう「伝統」(tradition)は、「伝統主義」といわれる場合の伝統ともはつきり異なるもので、それは、硬直的停滞的なものではなく、柔軟な、発展的なものである。それ故、文化を伝統とするハイエクにおいて、文化は、歴史的発展過程の産物と解される。そして、その歴史的発展の過程において重要なのが、選択的過程であって、それは、非常に偶然的な理由から採用された実践から集団が得た利点、成功によって決定される。」[古賀(1983)、397頁。]

統に制約された社会であるというのがおそらく本当であろう」⁴¹ と印象的に表現している。

しかしハイエクは、伝統による選択の結果が必ず良いものとなるとは考えていない。彼は次のように述べる

「私は諸伝統のグループ選択の結果が必然的に『善』であると主張したりしない。」

「それどころか、私はこう主張しているのである。すなわち、好むと好まざるとにかかわらず、私の述べたような一定の伝統がなければ、文明の拡張した秩序は持続的に存在しえないであろう。」⁴²

つまりハイエクは、古くから進化してきた伝統が必ずしも正しい結果をもたらすとは言っていない。しかし、伝統なしには社会の秩序を維持することはできないと考えている。つまりハイエクの考えでは、伝統がつねに好ましい結果をもたらすわけではなくて、良い結果をもたらす伝統と悪しき結果をもたらす伝統がありうる。しかし、この伝統の良し悪しは、どのように判別されるのか。ハイエクはこの伝統の良し悪しの線引きを明確に行っていない。むしろ、ハイエクは長い時間の中で試行錯誤の過程を経ることによって、最終的に良い伝統が残っていくと考えている。

(3) ルールの役割

ハイエクは道徳を考えるときに、常にルールについて論じている。彼はルールの重要性をどのように考えているのか。ハイエクの考えるルールについて、森田(2006)は、ハイエクによれば、「ルール＝行為の規則性ということになるのだが、ハイエクがいう『行為』は、たんに身体的な動作だけでなく、認知・

41 Hayek(1960), p.61, 邦訳、I 89-90 頁。

42 Hayek(1989), p.27, 邦訳、34 頁。

判断・思考といった主体の内面における活動にまで及んでいる」⁴³ ことに注意を喚起している。

ハイエクは、「ルールというものは特定の行為の効果についてのわれわれの無知を処理するための手立て」⁴⁴ であると、述べている。つまり、ルールも伝統も、ともに人間が無知であるために必要である。ここで注意すべきことは、ハイエクが重視するルールは、設計されたルールではなく、「漸進的に進化してきた人間の行為のルール」であることである。これらのルールは、伝統・教育・模倣により受け継がれ、発展してきた。そして、前述したとおり、このようなルールが新しい道徳を作り上げ、この道徳が、本能(=自然道徳)を抑圧ないし制限するのである。⁴⁵

(4) 本能と理性

これまで述べてきたように、ハイエクは本能と理性のあいだにある道徳や伝統を重視している。ではハイエクは、この本能と理性を軽視しているのか。彼は「一部の本能の持続的な利益」を見おとすべきではないと述べる。とりわけ重要な本能は、「自分の仲間からとりわけ模倣によって学習する偉大な能力」⁴⁶ である。この点について、土井(2001)は「伝統の習慣は慣行を観察し模倣することに始まる」⁴⁷ と説明している。つまり、伝統は、理性によってではなく、人間の経験によって導かれる。また伝統の習得は、遺伝的伝達ではなく、模倣によって行われるのである。

一方、ハイエクは理性についてどう考えるのか。彼は「技能を修得する能力は理性に起因するという考え方を捨てることが大切である」と述べ、理性を重

43 森田(2006)、77頁、森田(2009)、150頁。森田は、ハイエクにおけるルールは、3つの階層構造を持つものであると捉えている。最下層は、「生得的」・「系統発生的」なものとしての「遺伝的・本能的ルール」であり、最上層は、「人為的」なものとしての「設計的ルール」であるが、その間に「自生的」かつ「後天的」・「個体発生的」なものとして中間的なルールを置いている。[森田(2006)、78-79頁、森田(2009)、150-151頁]。

44 Hayek(1976)、p.29、邦訳、43頁。

45 Hayek(1989)、p.12、邦訳、15頁。

46 Hayek(1989)、p.17、邦訳、21頁。

47 土井(2001)、(一)、62頁。

視する考えを否定している。その原因は「理性は道徳と同じく進化論的な選択過程の産物」⁴⁸だからである。理性の前提のもとに道徳が生まれるのではなく、むしろ、道徳に規制された人間の相互作用が理性の成長を可能にする。すなわち、伝統を前提とし、そこから理性が生み出されるというのが、ハイエクの理性についての考えである。

本能により伝統が模倣・学習され、伝統のもとで理性が成長していく。そう考えるからこそ、ハイエクは伝統を「本能と理性のあいだ」と呼んだのである。

(5) ハイエクは保守主義者か

上に述べたように、ハイエクは伝統を重視する。このことは、ハイエクが保守主義者であることを指すのか。ハイエクは『自由の条件』の追論「なぜわたくしは保守主義者ではないのか」において、自身を保守主義者ではないと述べ、自由主義者を自称している。彼が保守主義者を批判する理由は何か。それは「保守主義は時代の傾向にたいする抵抗により、望ましからざる発展を減速させることには成功するであろうが、別の方向を指し示さないために、その傾向の持続を妨害することはできない」⁴⁹からである。それに対して自由主義については、次のように述べる。

「自由主義は進化による変化を嫌ってはいない。政府の統制によって自然発生的な変化が窒息させられている場合には、おおいに政策変更を望むのである。」⁵⁰

ハイエクが保守主義を批判する理由の1つは、保守主義は変化を恐れ、発展の速度を遅らせるからである。保守主義者は変化を妨げ、自分達の嫌う変化を遅らせるために政府権力を行使する傾向にある。さらに、その傾向は、政府の権力の増大を招いてしまう。それに対し、「自由主義者は全ての変化を進歩とみなすことはたしかにないが、知識の前進を人間努力のおもな目的の一つとみ

48 Hayek (1989), p.21, 邦訳、26 頁。

49 Hayek (1960), p.398, 邦訳、Ⅲ 194 頁。

50 Hayek (1960), p.399, 邦訳、Ⅲ 196 頁。

なし、解決が望めるような問題と困難にたいして、その前進からしだいに解決が得られることを期待する」⁵¹ ののである。ハイエクのこの考えは、伝統というものに対しても適用されており、彼は伝統を重視するが、伝統を硬直的に守ろうとは考えていない。彼は、伝統は守るべきものではあるが、必要に応じて漸進的に修正・改良を加えていくべきものだとしている。

しかし、ハイエクによる「保守主義」の定義には、疑問が残る。ハイエクは、「保守主義」をきわめて硬直的な保守主義に限定しているが、「保守主義」という言葉は多義的であり、ハイエクが考える「道徳的伝統を重視する自由主義」は、ある種の保守主義的傾向を持っていると見ることができるのである。

(6) 諸説の検討

本節では、ハイエクに関する諸研究について検討したい。まず土井崇弘は、ハイエクの伝統についての批判を行っている。土井(2004)は、「伝統のすべての内容やその全体構造それ自体に問題がある場合には、およそ問題解決は不可能ではないか」⁵² という批判の可能性に言及している。確かにハイエクは、試行錯誤の中で伝統が改善されていくことを想定しており、この批判はもつともであるように見える。しかし、ハイエクは、本当に伝統の全体構造自体に問題があったときのことを想定していないのか。ハイエクは、拡張した秩序の発生について、「その種の新しいルールは、……それを実行したグループがそれによって成功裏に繁殖し、部外者を包摂することができたから広まったのであろう」⁵³ と述べている。このハイエクの考えは、成功者と失敗者が歴史的過程に存在し、よりすぐれたルールを持ったものが成功していると捉えられる。そして、土井の言う全体構造に問題のある伝統とは、失敗者の伝統と捕らえられる。そう理解すると、伝統は歴史的過程の中で淘汰されてきたものだと言える。つまり、ハイエクは全体構造に問題のある伝統を想定していないのではなく、そ

51 Hayek(1960), p.404, 邦訳、202頁。

52 土井(2004)、101頁。土井は、この点に関して、ハイエクとマッキンタイアを比較している。「マッキンタイアの場合、ハイエクと対照的に、伝統の発展を内在的批判に基づく漸進的改善・修正に限定しないかたちで理解することで、今指摘したような批判を回避できる。」

53 Hayek(1989), p.16, 邦訳、18-19頁。

ういった伝統は敗北し消えていくものだと考えているのではないか。そして、現在まで生き残っている伝統は、成功者たちの伝統であり、誤っている部分はあっても漸進的な修正・改良が可能なのである。また土井(2006)は、ハイエクが「あくまでもアングロ・サクソン型の古典的自由主義の伝統のみを強烈に擁護する」⁵⁴ ことを指摘する。そして、異なる文化には異なる伝統があり、アングロ・サクソン型の古典的自由主義の伝統が理想の形態ではなく、資本主義の一形態でしかないと批判する。この批判は、ハイエクの一つの問題点を鋭く突くものであり、ハイエクの議論は、地域や国家によってそれぞれ異なる伝統が成長していく可能性を示していない。伝統は進化の過程で淘汰されていくものだとハイエクは指摘しているが、複数の伝統が持続的に存在するとき、どのようにすべきかを考えていないのである。

次に、吉野(2006)は、今までにハイエク進化論に関して寄せられた批判を再構成し、それに対する検討を行っている。その批判点の1つに「望ましい進化をもたらすような適切なルールが具体的にどのようなものであるかを導くことができない(ハイエク理論の現実的妥当性に関する問題)」⁵⁵ ことが挙げられる。これに対して吉野は、「ハイエクにおけるルールの性質で重要なのは、……個人の試行錯誤のうちに作り変えられる、動的な性質を有していることである。……ここで挙げた批判のように、具体的で適切なルールを導き出す議論をハイエク理論に求めるには無理があると言えよう。なぜなら、ある一時点でルールを規定した途端に、その『動態性』が失われるからである」⁵⁶ と反論する。吉野の述べるように、ハイエクのルールは漸進的に進化していくものであり、適切なルールを具体的に明示することには無理があるというのは正しい。いか

54 土井(2006)、387頁。

55 吉野(2006)、66-67頁。吉野は、ヴァンバーグ(Vanberg, V.)、ヴィット(Witt, U.)、ホジソン(Hodgson, G. M.)、フリーウッド(Fleetwood, S.)、コールドウェル(Caldwell, B. J.)の5人の議論を挙げ、再構成している。そして、1.「ルールの進化が実際どのようになされるかについての説明不足」、2.「ハイエク理論の現実妥当性に関する問題」、3.ハイエクの中の「方法論的個人主義と集団主義の齟齬」という3つの批判点を挙げているが、本項では2のみを取り上げる。

56 吉野(2006)、68頁。

なる条件を満たしたら望ましい結果に到達するのを見極めたいというのは、多くの人々が知りたいことではあろうが、それらの条件について、この条件は必要、この条件は不要、というふうに決疑論的に一つ一つ確定していくことなどできないというのが、ハイエクの胴体的な進化論なのである。

(7) 小括

以上見たとおり、ハイエクは本能と理性のあいだにある伝統や道徳を重要視している。しかし彼は決して伝統を至上のものとして絶対視する考えを持っているわけではない。また、本能や理性の重要性も理解しており、伝統ならば必ずしも従わなければならないとも考えていない。彼はあくまで自身が理想とする社会を築いていくには、社会が伝統によって制限される必要があると考えていただけである。ハイエクの著作を読み進めると、彼の著作には、常に人間は万能ではないという考えが潜んでいると感じられる。ハイエクは、万能な人間など存在しないと考えているがゆえに、理性や設計主義そして社会主義を批判し、歴史の中で進化してきた伝統や慣習に信を置くのである。「諸説の検討」で述べたように、ハイエクの伝統観はアングロ・サクソン型であり、普遍妥当的に適用できる類いのものではないかもしれない。しかし、経済活動や経済問題において、伝統という概念が薄くなりつつある現代日本において、伝統の重要性を堅実に主張するハイエクの思想を認識することは、極めて重要である。

第3章 自生的秩序と拡張した秩序

1. ハイエクは何を重視するのか

前章で述べてきたようにハイエクは、人間が万能ではないがゆえに伝統や慣習といった自生的秩序の重要性を説いた。しかし、彼は「自生的秩序」という言葉をつねに使い続けていたわけではない。彼が自生的秩序を強調して使用しているのは、ハイエク後期の主著である『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』の3作の中では『法と立法と自由』のみであり、他の2作ではほんの少ししか使っていない。『自由の条件』では「文明」が、『致命的な思いあがり』では「拡張した秩序」が、人間に大きな影響を与えるものとして印象的に描かれている。しかし、彼はこれらの著作において、重要視する概念は異なっても、人間や社会に対する姿勢を大きく変えてはいない。ハイエクはいずれの著作においても、人間は万能ではないという考え、すなわち、人間の無知(不完全知)を熟知しており、無知を補完するために必要なものを論じている。注意したいのはハイエクの言う「無知」についてである。本論文では「無知」という言葉が頻出するが、これは決して人間は何も知らず愚かであるということを意味しない。ここで言う無知とは、人間は全能の存在ではなく、人間の知識もまた不完全である、という事実のことである。この無知に対して人間がいかに対処するのかということをめぐる、ハイエクは複数の著作に渡って精力的に議論を続けているが、上に述べたように、使用する用語に細かな違いが見られる。本章では、とりわけ後期3著作で描かれたハイエクの人間観に注目し、各著作における違いと彼の思想の細かな変化を検討していく。

まず第2節において、『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』のそれぞれにおいて、ハイエクが人間社会において何を重視しているのかを検討していく。それを踏まえて、第3節では3著作の比較、特に『法と立法と自由』と『致命的な思いあがり』に登場する2つの秩序概念(「自生的秩序」と「拡張した秩序」)について論じていく。本論文の目的は、ハイエクの後期著作を比較検討することにより、ハイエクが最も重要視したものは何かを捉えることである。

2. ハイエク後期3著作の検討

ハイエクは、自由社会における伝統・慣習の重要性を強調している。その理由は、人間は不完全なもの（無知）であり、伝統などの拡張した秩序に任せた方がより良い結果を生むと考えているからである。しかし、それと同時にハイエクの著作には人間に対する信頼を表すような記述もいくつか見られる。以下では、ハイエクの著作において、人間についてどういった評価が下されているのか、考察していく。

(1) 『自由の条件』（1960）

自由の条件では、特に第一部において、個人の無知と責任についての記述がいくつか見られる。先ほど述べたように、ハイエクは人間の無知ゆえに伝統などに従うことを求めた。そして、その伝統の下での自由を勧めていた。では、ハイエクは、その人間の無知についてどのように考えているのか。そして、自由社会における人間の責任とはどういったものであると考えているのか。

A. 人間の無知

ハイエクは、『自由の条件』においても、人間が自身の無知に気付くことの重要性を指摘している。人間は無知であり、自身の無知に気付くことで、それに対処していけるのである。ハイエクは、無知について次のように述べている。

「社会生活の利益の大部分は、『文明』と呼ばれる高度に発達した形態においてとくに、自分が知っているよりも多くの知識から個人が利益を受けているという事実に依拠している。自らの目的を追求する個人が、自分で得たよりも多くの知識を利用することができ、そして、自分では持っていない知識から利益を得ることによってその無知の境界を乗り越えることができるときに、文明ははじまるといってよいであろう。」⁵⁷

57 Hayek(1960), p.22, 邦訳、I 37-38 頁。

つまり、人間は無知であり、それを補うために文明は存在する。そして、ハイエクは「文明の働きが依拠している多くのことについて人が不可避免的に無知であるという根本的な事実は、これまでほとんど注意を払われてこなかった」⁵⁸とも述べ、文明と無知の関係を重要視している。

ここで、注意すべき点がある。それは、文明は人類が創造したのであり、その制度を任意に作り変えていけるのか、という疑問である。この疑問についてハイエクは、「文明を構想しその創造に着手することのできる知性を前もって与えられている、とする人間の概念はすべて根本的に誤っている」⁵⁹と述べている。文明は人間が作ったものではあるが、それは何世代もの人々の行動の産物である。そして、文明が何に依拠しているかを人間が知っているわけではない。人間の知性は、絶えず変化するものである。しかし、人間の知性の成長は文明の成長の一部であるとハイエクは言う。

「個人の行動を動かしている意識的な知識はその人の目的達成を可能にする条件の一部分にすぎないということについて、二つの重要な側面がある。一つは、人間の知性それ自体が生まれ育った文明の所産であり、さらに知性を形づくる多くの経験、すなわち、習慣、慣例、言語、道徳的信念の具現化によって知性が助けられているという経験に気付いていないという事実である。二つ目は、ある個人の知性によって意識的にあやつられる知識がどんなときにもかれの活動の成功に役立つ知識のほんの一部分にすぎないということである。」⁶⁰

つまり、個人の知識は限られたものであり、人間は無知である。しかし、「文明は個人ではもっていない知識から利益を受けることを絶えず助けてくれる」のである。⁶¹

さらに、文明社会の一員である人々は、各個人が特定の知識を用いることに

58 Hayek (1960), p.22, 邦訳、I 38 頁。

59 Hayek (1960), p.23, 邦訳、I 39 頁。

60 Hayek (1960), p.24, 邦訳、I 40 頁。

61 Hayek (1960), p.25, 邦訳、I 41 頁。

よって見ず知らずの他人を助けることとなり、その結果、単独でなしうる以上の成功を収めることができる。

B. 自由と責任

次に、人間の責任について論じていく。ハイエクは、自由を尊重した人間である。そして彼は、自由と責任は不可分であると述べている。

「自由な個人が選択の機会と負担との両方をもつことを意味するだけでなく、それはまた個人が自分の行動の結果を引き受けなければならず、その結果にたいして称賛と非難とを受け入れることを意味する。」⁶²

ハイエクの考える自由な社会は、個人に機会を提供する。しかし、その機会には自分だけが知りうる環境を利用する機会であり、その努力の結果は多くの偶然に依存する。しかし、反証が明白でなければ、個人の行動の結果はその行動に依拠するとされるのである。そして、この結果に対し、自由社会の人々は責任を負わなければならない。

しかし、この「責任」が避けられているとハイエクは言う。その理由は「それはあらゆる教訓を嫌う世代に、退屈か嫌悪の情を持って迎えられるからである。」⁶³ そして、通常この責任の否定は、責任への恐れから来るものであり、それは自由を恐れることでもある。つまり、多くの人々は自由を恐れるのだ。ハイエクは、責任を負わせることは一つの事実を主張するものではなく、むしろ、「人々にある規則を守らせようとする慣習に似ている」と述べている。⁶⁴ では、責任を引き受けさせることを正当化する理由は何か。ハイエクは責任の帰属について次のように述べている。

「責任の帰属は、合理的な行動に対する人びとの能力を前提としており、責任を帰属させない場合よりもっと合理的に人びとを行動させることを目的とし

62 Hayek (1960), p.71, 邦訳、I 102 頁。

63 Hayek (1960), p.71, 邦訳、I 103 頁。

64 Hayek (1960), p.75, 邦訳、I 108 頁。

ている。それは学ぶこと、予想すること、それから人びとの行動の結果についての知識によって導かれることなどに関して、人にはある最小限度の能力があることを前提としている。」⁶⁵

このように、ハイエクは責任を引き受ける人間は、最低限の能力を持ち、合理的に行動することのできるものだと定義している。

また、ここで言う合理性とは、個人の行動のある程度の統一性と整合性といったものであり、設計主義的合理性のことではない。

C. 民主主義

ハイエクは社会主義を批判した経済学者として広く知られている。では、民主主義に対してはどのような評価を行っているのか。まず、ハイエクは自由主義と民主主義を次のように定義している。

「自由主義は法がどうあるべきかについての主義であり、民主主義はなにが法となるであろうかを決定する方法に関する一つの教義である。・・・自由主義は政府の範囲および目的について、そのうち民主主義によってなにを選択すべきかを説く教義の一つであるのにたいして、民主主義は一つの方法であって政府の目的に関しては何も語らない」⁶⁶

「民主主義にとって反対物は権威主義的政府であり、自由主義にとっては全体主義である。二つの体制のどちらも、その一方の反対物を必ずしも排除することはない。ある民主主義は全体主義的権力をふりまわすこともありうるし、ある権威主義的政府が自由の原則にもとづいて行動することも考えられる。」⁶⁷

ハイエクはこのように、自由主義や民主主義を全面的に支持しているわけではない。では、どういった点が問題なのか。ハイエクは、教条的な民主主義者が多数の意思を尊重しすぎることを指摘する。自由主義は多数者支配を決定の

65 Hayek (1960), pp.76-77, 邦訳、I 110 頁。

66 Hayek (1960), p.103, 邦訳、I 146 頁。

67 Hayek (1960), p.103, 邦訳、I 145-146 頁。

方法として受け入れるが、教条的な民主主義者は、なにが法であるかだけでなく、何が良い法かも決定してしまう。つまり、教条的な民主主義者は、多数の投票は多数の最善の利益を常に表明すると想定しているのである。たしかに、民主主義的決定方法は好ましいものであり、目的を達成するには最善の方法である。しかし、それは目的ではなく、民主主義に絶対的価値はないのである。ハイエクは次のように述べている。

「政府がおこなうことはすべて多数者の同意を必要とするという原則は、多数者がなんでもその望むところ道徳的にもおこなう資格があることを必ずしも命じるものではない。」⁶⁸

ハイエクは民主主義を擁護した人物だが、教条的に多数者支配を信じていたわけではない。民主主義政府であっても、個人の自由が必ず守られるわけではなく、無制限な政府であってはならない。では、ハイエクは、なぜ民主主義を擁護したか。それは民主主義の過程にある。一般的なハイエク像とは一致しないかもしれないが、彼は次のように述べている。

「よく主張されるように、どんな情勢のもとでも、教育を受けた一部のエリートによる政府のほうが、多数者の票によって選ばれた政府よりも有能であり、おそらくより公正な政府でさえあることは十分に真実でありえよう。」⁶⁹

ハイエクは、一部のエリートによる政府が有益であることは認めていた。しかし、民主主義においては、多くの国民が意見形成に積極的に参加するため多数者を有効に教育することができる。そして、国民の大部分が参加するため、それ相応の広範囲の人びとが選ばれる可能性がある。こういった民主主義の過程を踏まえて考えると、民主主義の利益は長期的に表れる。そのため、ハイエクは民主主義を擁護した。

68 Hayek (1960), p.107, 邦訳、I 151 頁。

69 Hayek (1960), p.108, 邦訳、I 152-153 頁。

(2) 『法と立法と自由』

『法と立法と自由』はハイエク晩年の著作である。本書は3部構成であり、1973年より3年ごとに刊行された。この『法と立法と自由』はハイエクの最も重要な著作の1つであり、法と経済学について深く論じられている。

A. 『法と立法と自由 I』 (1973)

『法と立法と自由』第1部第1章「理性と進化」において、ハイエクはこれまでどおり人間の無知と、それに加えて、心と社会の進化について論じている。まず、ハイエクは次のように述べている。

「まず、私のいう手がつけられない無知とは、誰かに知られていたり知られるようになり、その結果社会の全体構造に影響を与える特定事実についての無知を指す。人間的諸活動のこの構造は誰もその全体像を知らない何百万の事実に対応し、対応することを通じて機能している。」⁷⁰

「あらゆる進歩した文明のはっきりとした特徴をなしているものは、ある一人の人がもちうるよりもはるかに多くの知識の活用であり、したがってひとりひとりにとってはその大部分の決定因子のわからない一貫した構造の範囲内で各人が活動しているという事実である。」⁷¹

ハイエクは『法と立法と自由』においても、人間は無知であり、自分の住む文明から多大な利益を得ていると考えている。文明は、個々人が持っていない知識を補い、それにより人間は無知を補っているのである。そしてハイエクは、この点に関する設計主義的合理主義者達の誤謬を指摘する。その原因は、「その論拠をいわゆる共感妄想 (synoptic delusion) に、すなわち、関連事実のすべてはある一つの精神に知られており、特定事項にかんするこの知識から一つの望ましい社会秩序を構築することができるとする虚構に求めたことであ

70 Hayek (1973), p.13, 邦訳、21-22 頁。

71 Hayek (1973), p.14, 邦訳、22-23 頁。

る」と述べている。⁷² 設計主義的合理主義者達は、人間の知識の限界が社会の合理的構築の妨げになることを認めていない。彼らは、人間には「社会秩序に入りこんでくるすべてのデータを検証可能な全体として組み立てる能力」があるという、誤った考えを持っているのである。⁷³

次に、ハイエクは人間の理性と社会の進化について以下のように論じている。

「人間が生まれおちる文化遺産は、ある人間集団に成功をもたらしたために広まったが、望ましい効果をもたらすことがわかっていたがゆえに採用されたのではない実践や行動ルールの一つの複合体から成り立っている。人間は考える前に行動し、行動してからでないとは理解しなかったのである。いわゆる理解とは、つまるところ、人間の存続を助ける行為パターンをともなつて環境に反応する能力を指すにすぎない。」⁷⁴

人間の文化とは、利益を生むとわかって生み出されたものではなく、経験から学ぶことの積み重ねによって成り立ってきたものである。こうして、経験から学ぶことにより、行動ルールが形づくられていく。そして、こうした行動ルールは目的達成のために発達したものではなく、それを実践した集団が、他の集団より成功し、それに取って代わったために進化したのである。そして、文化の下に育った人間は、すべてルールに従って行動している。

次に第2章「コスモスとタクシス」において、ハイエクの重要な概念である「自生的秩序」が登場する。ハイエクは、秩序を「成長した」秩序 (cosmos) と「つくられた」秩序 (taxis) に区別する。前者の自己増殖的に成長した秩序が自生的秩序と一般的に呼ばれるものであり、前述した伝統も自生的秩序の一部だと理解できる。この自生的秩序は作られたものではないので、特定の目的を持たず、どのような程度の複雑さにも到達できる。そして、この自生的秩序もまた、人間に大きく関わってくる。自生的秩序は、ときにはわれわれが知的に習得したり、意図的に配置したりできないほどの複雑性を持つ。そして、

72 Hayek (1973), p.14, 邦訳、23 頁。

73 Hayek (1973), p.14, 邦訳、23 頁。

74 Hayek (1973), pp.17-18, 邦訳、27 頁。

自生的秩序に頼ることで、「われわれが形成させようとする秩序の領域と範囲を広げることができる」とハイエクは考えている。つまり、自生的秩序の存在によって、われわれが自身の力のみで行動するよりも、より良い結果がもたらされるのである。⁷⁵

B. 『法と立法と自由 III』 (1979)

『法と立法と自由』第3部において、「人間価値の三つの源泉」というタイトルの終章を置き、人間と文化の関係について論じている。彼は『法と立法と自由』においても、人間と文化に対してのこれまでと変わらない立場を貫いている。

「文化は自然的なものでも人為的なものでもなく、また遺伝学的に伝えられたものでも、合理的に設計されたものでもない。それは学習された行動のルールの伝統である。」⁷⁶

ハイエクは約20年前に出版した『自由の条件』と同様に、文化は人間が設計したものではないとしている。文化は人間の歴史の中で徐々に育ってきた伝統なのである。そして、ハイエクは次のように述べている。

「文化的進化は意識的に制度を構築する人間の理性の結果ではなく、文化と理性が同時に発展した過程の結果である。」⁷⁷

文化は人間の伝統により形成されるものであり、それは人為的に作られたものではなく、長い歴史の中で選別されてきた過程の結果なのである。そしてハイエクは、ここで文化と理性が同時に発展したことを強調している。彼は、「心と文化は順次にではなく、同時に発展した」⁷⁸ のであり、だからこそ、人

75 Hayek (1973), p.41, 邦訳、57 頁。

76 Hayek (1979), p.155, 邦訳、212 頁。

77 Hayek (1979), p.155, 邦訳、212 頁。

78 Hayek (1979), p.156, 邦訳、213 頁。

間が文化を設計してきたという考えを誤ったものとしている。ここでハイエクは、「文明」ではなく「文化」という用語を使用している。これらの用語にはどのような区別がなされているのか。ハイエクは次のように区別している。

「いまや『文化的』という言葉は、多くの人びとにとっては自由に変えることのできる恣意的な、皮相的な、あるいは不必要なという言外の意味をもっている。しかしながら、文明は徐々に規模が増大するいっそう大きな秩序だった集団の形成を可能にした非理性的な習慣に、動物の生得本能をしたがわせることによって可能とされてきたのである。」⁷⁹

理性が文化を創造したわけでは決してないが、それでも文化的という言葉には人間の恣意的な設計が入り込む余地があるように感じられる。それに対し文明は長い歴史の中で徐々に成長してきたものであり、恣意的な設計が入り込むことはない。ここで注意したいのは、あくまで、文化と理性は同時に発展してきたことである。理性が文化を創造したわけではないし、文化が理性を創造したわけでもない、というのがハイエクの考えである。人類の誕生後の長い期間の中で、最後のほんの少しの間に文化的進化がおこったが、それは「発達した心が今度は文化的進化を管理するという誤解を正当化するものではない」⁸⁰のである。それは、ずっと以前から長い期間をかけて行われていたことであり、先ほど述べたように、心と文化は同時に発展してきた。

それでは、文明を持つ人間を他と区別するものは何か。ハイエクは、これを「人が学習したものを模倣し、次世代に伝える能力」⁸¹としている。人間はさまざまな環境において、何をすべきかを学ぶ能力を持っている。人間は、さまざまな環境に適応できる能力を持っており、なにをすべきかを学習してきた。そして、その環境に適合されたルールは知識よりも重要であったとハイエクは言う。人間は正しいことを、なぜ正しいか理解せずに、学習してきた。そして人間は、理解することよりも習慣に従うことにより、より大きな利益を得るこ

79 Hayek (1979), p.155, 邦訳、212 頁。

80 Hayek (1979), p.156, 邦訳、213 頁。

81 Hayek (1979), p.157, 邦訳、214 頁。

とがしばしばある。

それでは、この『法と立法と自由』において、伝統と人間の関係をハイエクはどのように述べているのか。彼は、「受け継がれてきた伝統的なルールがしばしば社会の機能にとってもっとも有益なものである」⁸²と述べている。ハイエクは、後の『致命的な思いあがり』と同様に、ここにおいても、伝統的なものの重要性を強調している。

では、この伝統とこれまで述べてきた文明の間にはどのような関係があるのか。ハイエクは、この関係について「文明を可能にするのはある伝統の進化である」⁸³という。文明社会は人間が設計したものではなく、長い時間の中で拡張してきたものである。そして、「われわれは社会の秩序を不完全にしか理解していないルールの伝統に負っているので、あらゆる進歩は伝統にもとづいているにちがいない」⁸⁴のである。伝統なしに、社会の進歩はなく、我々にできるのは伝統の産物の改善や発展の促進程度でしかない。

(3) 『致命的な思いあがり』 (1989)

『致命的な思いあがり』はハイエク最後の著作であり、ハイエクの道徳に対する考えの集大成であると言える。この著作でも、前述したような人間の無知や道徳と伝統の大切さが描かれている。そして、この『致命的な思いあがり』において、ルールの重要性について次のように述べている。

「人間は本能の求めることの実行をしばしば禁じ、もはや出来事の共通の認識に依拠しないルールを（まずは縄張りをもつ部族内で、ついでいっそう広い範囲にわたって）発展させ、それに従うことを学ぶことによって文明を達成したのである。・・・本能的欲求に対する抑制がより大勢の者の活動を調整するのに役立つのはどうしてかと問われるかもしれない。一例を挙げれば、すべての人々を隣人として扱えという命令に一貫して従ったならば、拡張した秩序の成長は妨げられていたであろう。というのも、今まさに拡張した秩序のなかで

82 Hayek (1979), p.162, 邦訳、222 頁。

83 Hayek (1979), p.168, 邦訳、229 頁。

84 Hayek (1979), pp.167-168, 邦訳、229 頁。

生きる人びとは、たがいを隣人とみなさないことから、そして、その相互作用において連帯や利他主義のルールではなく拡張した秩序のルール——たとえば個別的所有や契約にかかわるルール——を適用することによって利益を得ているからである。」⁸⁵

このように、人間は本能ではなくルールに従うことで文明を発展させた。そして、その文明のもとでの人間の生活を考えている。ハイエクは『致命的な思いあがり』において「本能と理性のあいだ」にあるもの（＝拡張した秩序）を重視した。そして、人間はこの拡張した秩序に従うべきだと考えている。この拡張した秩序のもとでは、人間は相互作用において利益を得ることができる。つまり、人間の知識は不完全だが、拡張した秩序のもとでは、互いに補完しあうことで、無知を補うことができる。また、各人の行動が、意図せずに社会の他の構成員を助けることになる。このような理由からハイエクは拡張した秩序とそのルールを重視した。そして、こういったルールに従うことで、文明は発達した。では、この文明を発達させる秩序はどのように生まれるのか。ハイエクは次のように述べている。

「拡張した秩序は突如現れたのではない。その過程は、世界規模の文明にいたるその最終的な発展が示唆するかもしれないものよりも長くつづき、よりいっそう多様な形式を生み出した（たぶん、五、六千年よりもむしろ数十万年かかっている）。」⁸⁶

拡張した秩序は意図的に作り出されたものではなく、長い年月をかけて徐々に進化してきたものである。これは『法と立法と自由』における自生的秩序と類似しているといつてよい。

このように、『致命的な思いあがり』においても、『法と立法と自由』と同じように、ルールの重要性や自生的な秩序について述べられている。また『自由

85 Hayek (1989), pp.12-13, 邦訳、15 頁。

86 Hayek (1989), p.16, 邦訳、18 頁。

の条件』と同じく文明の発生や文明のもとでの人間についての記述などが見られる。このように『致命的な思いあがり』は、ハイエクのこれまでの著作の内容を多く取り入れたものであり、ハイエク思想の集大成と言ってよい。しかし、これらの著作には細かな違いも見られる。次節では各著作間の違いを比較検討していく。

3. 各著作の比較

これまで、ハイエクの後年の主著を通して、ハイエクの伝統と人間観について論じてきた。これらから分かることは、ハイエクの思想は、1960年の『自由の条件』以降一貫しており、ほとんど変化していない。ハイエクは、人間は無知なものであると考え、それゆえ、人間が自身の無知に適切に対処し、社会を発展させてきた理由を考察している。ただ、各著作を比べるとそれぞれの違いが見えてくる。

(1) 『自由の条件』と『法と立法と自由』

『自由の条件』と『法と立法と自由』とは、どのような関係にあるのか。『自由の条件』は、自由と法に加え、福祉国家についての批判も行っている。そして、その中の「自由と法」について発展させたものが『法と立法と自由』である。これら2作の間にも大きな違いは見られない。人間は無知であり、文明がそれを補うことで、人間は発展してきた。しかし、これら2作にも多少の相違がみられる。文明を重視する『自由の条件』に対し、『法と立法と自由』では、文明のみならず自生的秩序の重要性についても述べられている。

『自由の条件』は、その名のとおり、自由を中心とする著作である。そこで述べられているのは、社会主義批判や国家の肥大化に対する警告であり、消極的自由の擁護である。そのため、自由と責任の関係など他著作に見られない部分にまで切り込んでいるが、「自生的秩序」という言葉は、M・ポランニーの『自由の論理(The Logic of Liberty)』からの引用にある以外、ほとんど見ら

れない。⁸⁷

それに対して、『法と立法と自由』では、第 1 部の第 2 章「コスモスとタクシス」が、まさに「自生的秩序」を主題とする章である。この「自生的秩序」は、「伝統」につながる用語でもある。伝統の重視は『自由の条件』から『致命的な思いあがり』にかけてだんだんと強調されてきた概念であり、それと並行してハイエクが「自生的秩序」を強調していることは、興味深い。

(2) 『自由の条件』、『法と立法と自由』と『致命的な思いあがり』

次に、『自由の条件』、『法と立法と自由』と『致命的な思いあがり』の 3 作を比較する。『自由の条件』では、人間の無知を「文明」により補っているという議論が展開される。それに対し、『法と立法と自由』では、「文明」だけでなく「自生的秩序」という概念が重要視されている。そして、ハイエクは、『法と立法と自由』では、文明よりも自生的秩序という用語をより頻繁に使用している。次に、『致命的な思いあがり』においても、文明の下での人間が論じられているが、同時に「拡張した秩序」をより重視している。そして、「自生的秩序」の登場頻度は逆に下がってしまう。

このように 3 著作すべてにおいて、文明の下での人間をハイエクは想定しているが、最も重視する概念が、文明→自生的秩序→拡張した秩序と順に変化している。文明は自生的秩序や拡張した秩序の一種であると考えられ⁸⁸、自生的秩序と拡張した秩序は、ほとんど同じ意味の用語であるように感じられる。しかし、自生的秩序と拡張した秩序は全く同じものとは言えない。それら 2 つはどのような違いがあるのか。

(3) 拡張した秩序

自生的秩序と拡張した秩序は似たような意味ではあるが、その名のとおりの

87 Hayek(1960), p.160, 邦訳、II 40 頁。

88 ハイエクは『致命的な思いあがり』序論において、「われわれの文明が人間の協同の拡張した秩序としてだけ正しく表現できるもの」であり、「文明を理解するためには、拡張した秩序が人間の設計や意図からではなく自生的に生じたことを理解せねばならない」と述べている。[Hayek(1989), p.6, 邦訳、5 頁。]

違いがある。前者は自生的、自己増殖的に成長した秩序であり、後者は大きく広がった秩序である。自生的秩序は人の設計できる範囲を超えた複雑性を持つにいたる場合があり、人間はその秩序に助けられる⁸⁹。ハイエクは無知な人間を助けるだけの広範な力を持った秩序の重要性を示すために「拡張した秩序」という用語を重視するに至ったのではないか、と考えられる。ここで注意したいのは、「拡張した秩序」も、自生的に成立していることに違いはないという点である。自生的秩序という言葉自体は『致命的な思いあがり』ではあまり出てこないが、類似する記述は多く見られる。そして、ハイエクは以下のように述べている。

「これら二つのアプローチ[設計主義的合理主義、社会主義の思想]は、それ自体、人間の共同の拡張した秩序にかんする機械論的ないし物理主義的な解釈から・・・派生するのである。しかし、拡張した秩序はそのような秩序ではないしそうではありえない。」⁹⁰

つまり、ハイエクは、自生的に拡張した秩序こそがわれわれに必要であると考えた。設計主義を批判したハイエクは、伝統を含む自生的に拡張した秩序に頼ることで、無知な人間がよりよい結果に進むことができるのである。そして、そういった秩序のもとでの自由こそが、人間にとって必要なものだと、ハイエクは考えている。

この拡張した秩序と自生的秩序の関係についてについて森田（2009）は、「ルールが生み出す秩序を『自生的秩序』と呼び、そうして生み出された秩序のパフォーマンスが、他の秩序のそれとの比較において選択・淘汰されていく結果として生成される秩序を『文化進化的秩序』、すなわち『慣習・伝統』と呼ぶことにしたい」と述べている。⁹¹ 森田の説では、自生的秩序から拡張した

89 本章第2節を参照

90 Hayek (1989), p.66, 邦訳、97頁。

91 森田(2009), 205頁。

秩序（「文化進化的秩序」、慣習・伝統）⁹² が生成されるとしている。ハイエクは伝統を歴史的過程のなかで選択・淘汰されてきたものと考えており、この森田の指摘は正しい。森田は、ルール、自生的秩序、慣習・伝統（拡張した秩序）を互いに不可分のものとしている。

「ルール、自生的秩序そして慣習・伝統は互いに不可分であり、三位一体になって彼の社会理論の骨格を構築していることになる。」⁹³

このように森田は、自生的秩序と拡張した秩序（慣習・伝統）とを区別した上で、不可分のものとしている。そして、ルールがあるからこそ自生的秩序が生まれ、自生的秩序と拡張した秩序によってルールは規定される。⁹⁴

そして、森田は「ハイエクの分かりにくさは、再帰的強化の産物として生み出される自生的秩序とこれらすべての過程の産物として生み出される文化進化的秩序を、ともに『自生的秩序』という言葉で括っていることから来ている」⁹⁵と指摘する。ハイエクの秩序に対する表現が曖昧なために、ハイエクの思想を理解するのが困難になり、ハイエクに対する的外れな批判が起こるのである。森田によれば、「自生的諸秩序のうち、文化的進化の過程をへて人類に大きな可能性を与えている秩序が『拡張した秩序』ということになる。」⁹⁶

森田（2009）が精力的に取り組んだルール、自生的秩序、拡張した秩序をめぐる問題は、ハイエクの社会理論の要であり、さらに議論を積み重ねていく必要がある論点である。

92 森田は、拡張された秩序を文化進化的秩序と呼んでいる。その理由は、後者の方がより内容を直截に示しているからである。〔森田（2009）、236 頁。〕

93 森田（2009）、205 頁。

94 自生的秩序と拡張した秩序、ルールの関係について森田は、「慣習・伝統からの規定はハイエクが言語や貨幣といった選択の余地なきものとして挙げた類のルールが獲得されるプロセスであり、自生的秩序から再帰的に受ける規定は、主体固有の功利的判断によってルールが取捨選択されるプロセスに対応している。」と説明している。〔森田（2009）、225 頁。〕

95 森田（2009）、225 頁。

96 森田（2009）、236 頁。

4. 小括

本章では 1960 年以降のハイエクの思想について考察してきた。ハイエクの人間についての考えに重点を置いたので、市場や政治にはあまり触れなかった。しかし、人間についての見方を論じるだけでも、ハイエクの議論が時間の中で変化してきたことがわかる。注意したいのは、ハイエクの根本的な思考にはほとんど変化のないことである。前述したように、著作によって使用する言葉が変化していくが、彼の根底にあるのは人間の無知(不完全知)である。そして、人間が自らの無知に対処するために積み重ねてきたものが、『自由の条件』では文明であり、『法と立法と自由』では自生的秩序であり、そして、『致命的な思いあがり』では拡張した秩序であるとハイエクは考えている。これら三つに一貫しているのは、全て長い年月の中で自生的に生まれたものだということである。ハイエクは、人間が無知であるからこそ、その人間が設計したものではなく、自生的な秩序を信頼した。しかし、ただ自生的であるだけでは十分とは言えない。人間社会に良い影響を与えることができるような成長を遂げた(拡張した)秩序をハイエクは求めた。ハイエクは、一般的にはリバタリアンの経済学者と呼ばれることが多い。しかし、ハイエクは、むしろ、人間の無知に取り組んだ社会学者であると言ふべきである。そして、無知に対処するために必要だったのが自生的に拡張した秩序であり、文明なのである。

本章では、ハイエクの後期の著作をそれぞれ検討することで、ハイエク思想をより明確なものにしようとした。ハイエクによる自生的秩序や拡張した秩序の議論は、錯綜しており、この拡張した秩序は自生的秩序がさらに展開したものと見られるが、今後は、ハイエクの全体像を見極めた上で、上記の議論をさらに深めていきたい。

5. 補論 『感覚秩序』

(1) 『感覚秩序』の意義

本章では、『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』の 3 著作の比較、検討を行ってきた。本節では、最後にこれら著作を初めとする、

ハイエクの社会経済理論にとって極めて重要である『感覚秩序』について検討したい。『感覚秩序』は以前から研究者の間で評価の分かれる書物であった。というのも、『感覚秩序』は、純粋な理論心理学あるいは神経科学的研究と書いていいものであり、他のハイエクによる著作とはかなり毛色が異なるからである。そのため、研究者の中には、『感覚秩序』はハイエク思想にとって大きな意味を持たない、と考える者もいる。しかし、ハイエクは『感覚秩序』のまえがきにおいて次のように述べている。

「私が若いころ…得た基本的な考え方は、引き続いて私をとらえてきた。その概要は徐々に広がり、社会科学の方法という問題を扱うにあたって、しばしば有用であることが分かった。結局、社会理論の論理的な性格にたいして抱いていた関心が、理論心理学についての私の認識を系統立てて再検討することを余儀なくしたのである。」⁹⁷

ここでハイエクは『感覚秩序』における研究が、社会科学の問題に対し必要であると述べている。また、本論文で検討してきたように、ハイエク思想において重要な概念が「無知」であることを考慮すると認知論について述べた『感覚秩序』はハイエク思想の根本に位置すると考えられる。そのため、本章の最後に当たる本節において、これまで検討してきた3著作と関係深い『感覚秩序』について検討していく。

(2) 認知のメカニズム

ハイエクは社会科学に必要と考え、『感覚秩序』を執筆したが、この『感覚秩序』におけるハイエクの研究目的はどこに置かれているのか。ハイエクは次のように述べている。

「追究しようとすることは、ある生理的なインパルスが、中枢神経系を通り、機能的意味で、どのようにして他のインパルスとは異なるようになるのかであ

97 Hayek (1952), p.v, 邦訳、3頁。

る。つまり、われわれは感覚の様々な性質がそれぞれ違っていることを承知しているのであるが、同じようにインパルスが区別されるのはどのようにしてであるか、ということである。」⁹⁸

『感覚秩序』は純粋な経済学や社会科学の著作ではないため、少し、わかりにくい表現で書かれている。ここで書かれているハイエクの研究目的を言い換えれば、感覚の質を決定する分類システムの解明である。我々は、様々な感覚を異なって感じる事が出来るが、それは何故か。我々は、どのようにして異なるインパルスを分類しているのか。ハイエクはこのような分類のメカニズムを解明する目的でこの『感覚秩序』を執筆した。

では、ハイエクはこの分類システムをどのように捉えているのか。ハイエクは次のように述べている。

「感覚的な質の秩序と厳密に類似した秩序を生み出す感覚インパルスの分類は結合のシステムによって可能であり、このシステムによりインパルスは繊維から繊維へ伝えられるということを、われわれは主張し続けたいと思う。・・・こうした結合のシステム全体のなかでの個々のインパルスもしくはインパルスのグループの位置が、それぞれを区別する位置を与える。また、この結合システムは、種と個体の発生過程で、『経験』あるいは『学習』により獲得される。」⁹⁹

ここで注目したいのは、ハイエクは分類システムの発生を先天的なものではなく、経験と学習によって得るとしていることである。このように、認知の基本メカニズムに分類と経験、学習が関わっていることは、人間の認識が経験に依存していることを意味する。この点について、サボーゲーは、「人間の精神は不変の、または普遍のカテゴリーからなるのではない。さらに、これらのカテゴリーは、完全には理解することはできない。すなわち、それらは私たちの

98 Hayek (1952), p.1, 邦訳、10 頁。

99 Hayek (1952), pp.52-53, 邦訳、64-65 頁。

誘導された精神から生じる。ハイエクによると、この不可能性は、それぞれの分類装置が分類対象よりも高度でなければならない、という事実から生じる」¹⁰⁰と述べている。つまり、学習していないものは認識できないこととなり、自身の経験を超えた高度な対象は理解・分類することはできない。すなわち、人間の知識は不完全なものに留まる。この点はハイエクが人間を無知と捉えていることに、より説得性を持たせることになる¹⁰¹。ハイエクが人間を無知と捉えていたことは、本論文において何度も述べてきた。その基礎には『感覚秩序』で挙げられている人間の認知メカニズムが存在する。『感覚秩序』を読み解くことは、ハイエク研究の重要な要素である無知に対する理解につながるものであり、ハイエク研究において無視できないものであると言えよう。そして、本章で検討してきたように、『自由の条件』、『法と立法と自由』、『致命的な思いあがり』の3著作においても無知の概念は非常に重要なものであり、『感覚秩序』はそれら3著作の基礎となる著作として重要である。

100 Sabooglu(1996), p.250.

101 森田(2009)は、「こうした認知の基本システムに対する理解は、ハイエクの不完全知(ignorance)概念に理論的な基盤を提供している。認知の基本メカニズムが、分類と経験・学習ということであれば、感覚の質は外界に対するひとつの解釈にすぎず、その精度は必然的に『完全』なもの足りえない。」と指摘している。[森田(2009)、78頁。]

第4章 ハイエクと暗黙知概念の関係

1. ハイエク理論におけるM. ポランニーの重要性

近年、F. A. ハイエクの政治・経済論について様々な議論が行われている。かつては、社会主義批判の経済学者として知られたハイエクだが、近年は先ほど紹介したように彼の自生的秩序やルール論など様々な点について研究がなされている。そして、その過程でハイエクがどのような人物からの影響を受けたか書かれることが多々ある。本章ではハイエクに影響を与えた人物として頻繁に登場するM.ポランニー(Michael Polanyi,1891-1976)に注目し、ハイエク議論をより進めたい。

ハイエク議論において、ポランニーは彼の暗黙知の概念とともに登場することが多い。ハイエクのルール論がハイエク研究において重要な位置づけを持つことは、ハイエク研究者においては周知であるが、このルール論と暗黙知が密接に関わってくる。ハイエクのルール論は簡潔に説明すると、いわば設計主義的ルール(人為的ルール)と自生的ルールの2つに分けられる。そして、ハイエクは後者の自生的ルールを重要視する。この自生的ルールは人間の設計の産物ではなく、伝統や慣習といった長い歴史の中で培われてきたものである。この自生的ルールを論じる過程において暗黙知との関連性が示唆されている。

ポランニーがハイエク議論において登場する理由はいくつか考えられる。そのひとつが、暗黙知の生成過程である。暗黙知は、これまでの経験から生み出されたものと考えられており、そのありかたは、ハイエクの知識やルールと密接に関わってくる。この点に対して森田(2009)は「ハイエクの批判点を言い換えると問題は『人々がどのような過程によって必要な知識を獲得するか』ということになる。それには経験を通じる学習が不可欠である。・・・マイケル・ポランニーが『暗黙知』と呼び、ギルバード・ライルが『遂行的知識(knowing-how)』とか『仕事場貯蔵の知識』と呼んだものである。そうした知識、すなわち技能(art)は、現場における実践と模倣なくしては修得できないものであ

る」¹⁰²と述べている。

本章では、まず第 2 節と第 3 節において、ポランニーとハイエクが重視した暗黙知と法の支配について検討する。次に、第 4 節においてハイエクと暗黙知の関係について考察していく。さらに、第 5 節では暗黙知の解釈を取り上げる。近年、暗黙知概念は様々な分野で使われており、暗黙知を本来の意味とは異なる意味で使用する場合もある。第 5 節ではこのポランニーとは異なる意味で使われる暗黙知について検討する。本章の目的は、ポランニーの暗黙知や、ハイエクと暗黙知の関係についての検討を重ねることにより、ハイエク理論において暗黙性が重要な意味を持つことを明らかにすることである。

ポランニーの暗黙知を検討するにあたり、まず、ポランニーがどういった人物か簡単にまとめておきたい。特に、経済学や社会学分野の人間にはマイケル・ポランニーの次兄であり、経済人類学に多くの貢献を残したカール・ポランニー(Karl Polanyi,1886-1964)がより名を知られている。そのため、彼ら兄弟の混同を避けるためにもマイケル・ポランニーの略歴を示すことが必要である。

マイケル・ポランニーは 1981 年にハンガリーにて生まれた人物であり、両親ともにユダヤ人である。彼の両親は、共に教養のある人物で、知的雰囲気満ちた家庭で育ったといえる。このことは彼の次兄であるカール・ポランニーが優れた経済人類学者であることから明らかである。だが、彼は初めから、哲学や社会学の道を志したわけではない。彼は 17 歳のとき、ブタペスト大学医学部に入学した。しかし、入学直後に社会主義研究会ガリレイ・サークルに入るなどこういった分野への興味は当時からあったと思われる。そして 1913 年、医学博士となるが、科学に興味を抱き、カールスルーエ工科大学へ赴くこととなる。その後、1948 年の研究分野を大転身し、人文社会科学分野に活躍の場を移すこととなるが、その間、多数の理論を発表しノーベル賞を楽に取れると言われるほどの活躍をしている。その後、彼は人文・社会科学分野にでも多くの功績を挙げている。

このように、ポランニーには多くの功績が様々な異なる分野において存在す

102 森田(2009)、41 頁。

る。では、なぜポランニーは多岐にわたって活躍できたのだろうか。廣田は次のように述べている。

「大転身以前と同じく以後も、ポランニーが人文・社会科学分野に活躍できたのは、それまでの広範多岐に亙る文化的諸地域での生活に加え、民族を異にする人々との交流によっている。こう断言しても差し支えなかろう。そしてさらに、その根底となるのはポランニーがユダヤ系の血筋を承けていた事実である、と行ってよかろう。」¹⁰³

このように、ポランニーが天才と呼ばれ、様々な分野で数多くの活躍をしてきた背景には、ユダヤ人であるがゆえにいくつかの国を渡り歩いたこと、そして、ユダヤ系学者同士のコネクションの影響などが考えられる。最後にポランニーの略年譜を掲載する。ポランニーは様々な国を渡り、第2次世界大戦期のヨーロッパ、特にドイツにいたユダヤ人であることは注目すべき点である。そして、研究分野の大転換を行った彼の人生を網羅しておくことはポランニー研究において重要である。

【ポランニーの略年譜】

- 1891年 ブダペスト生まれ。
- 1908年 ミブタペスト大学医学部入学。入学後、まもなく社会主義ガリレイ・サークルに入会。
- 1912年 4月～6月カールスルーエ大学にブレディッヒ教授を頼って遊学。化学への関心を深める。
- 1913年 ブダペスト大学卒業。医学博士号取得。
- 1917年 ブダペスト大学から化学博士号を与えられる。
- 1914年 カールスルーエ大学に入学するが、第一次世界大戦勃発。この頃アルベルト・アインシュタインと文通をしている。

103 大塚・栗本・慶伊・児玉・廣田(1987)、128-129頁。

- 1917年 ブタペスト大学に学位論文提出。哲学博士の学位を得る。
- 1918年 ドイツで革命勃発。ドイツは共和制となる。
- 1920年 このころ、ベルリンへ移住。ベルリン市ダーレムの繊維科学所に入るが、直後、皇帝ヴィルヘルム協会所属の物理化学・電気化学研究所に入る。
- 1921年 ベルリンで結婚。
- 1925年 ハーバー研究所に移る。共同研究者に日本人の大塚やアメリカ人のアイリングが所属するなど、このとき早くも言語に対する関心を抱く。
- 1928年 レオ・シラード、ユージン・ウィグナー、ジョン・フォン・ノイマンとともにソ連問題研究会をつくる。
- 1932年 堀内寿郎とベルリンで会う。その化学反応論に深く傾斜。
- 1933年 ヒトラーが首相となる。ナチスの人種迫害を避けて英国に亡命。堀内寿郎らと共にマンチェスター大学へ移る。
- 1938年 この頃から、人文・社会科学への郷愁が起こる。
- 1948年 社会科学に研究主題を転向。
- 1958年 『個人的知識』出版。
- 1959年 コント・ドヌイ賞受賞。
- 1961年 大学を引退。
- 1966年 『暗黙知の次元』出版。
- 1975年 ノーザンプトンの病院で死去。84歳。

2. 暗黙知とは

ハイエクと暗黙知との関連性を論じる前に暗黙知についてまとめておきたい。暗黙知とは、ポランニーが提唱した概念である。人間の知識についてポランニーは次のように述べる。

「人間の知識について再考するときの出発点は、我々は語るができるよ

り多くのことを知ることができる、という事実である。」¹⁰⁴

この事実の元で作られた概念が暗黙知である。暗黙知を一言で表すと、自分が知っていなくても身体が覚えている知識である。たとえば我々は、ある人の顔を他の顔と区別することができるが、どのようにしてそれを認知できるか説明できない。また、車を運転する時、どうしてうまく運転できるのか説明できないが、体が覚えているため運転することができる。こういったものが暗黙知であり、人間がその体の中に習得したものであるため、表出伝達不可能な知識である。

ポランニーは暗黙知の構造を語る上で、暗黙知には 2 つの項目があるとしている。ポランニーはこの構造を論ずる前に 1 つの実験を紹介している。それは、多数の無意味な文字のつづりを被験者に示し、ある特定のつづりを示した後に被験者に電気ショックを与えるというものだ。その結果、ほどなくして被験者はこのつづり（「ショックつづり」と呼ばれる）が示される時、ショックを予想するようになったが、どのようなつづりの時にショックを予想するか尋ねても被験者は明確にこたえられなかった。被験者はいつショック予想すべきかを知るようになったが、なぜ予測するか語ることができなかつたのである。ポランニーはこの実験における「ショックつづり」を暗黙知の第 1 項（近接項）、電気ショックを第 2 項（遠隔項）としている。そしてポランニーはこの 2 つの項目について次のように述べている。

「我々は第一の項目を知るが、それは、第二の項目に注目するためには、第一の項目について我々が感知していることをたよりにせざるをえないからにすぎない」¹⁰⁵

つまり、第 2 項はそれ自体が注目される。しかし、第 1 項は、第 2 項に注目するためには第 1 項について我々が感知していることが手がかりにされなけれ

104 Polanyi (1966a), p.14, 邦訳、15 頁。

105 Polanyi (1966a), p.10, 邦訳、23 頁。

ばならないために知られており、知識は暗黙的なものにとどまっている。つまり、我々は第 1 項を直接理解することはできず、第 2 項を通して間接的に理解している。この例として、人間が多くの顔から特定の顔を見分けることが挙げられる。この場合、人間はただ顔全体を見て見分けるのではない。人の顔を見分ける時、まずは顔の個々の部分(第 1 項)を認識する。そして、それらを統合し特定の顔(第 2 項)として感知する。この場合我々は第 1 項を意識することはできないが第 2 項をを理解しているのである。

では、暗黙知はどのようにして会得されるのか。ポランニーは「ある事物を暗黙知の近接項として機能指せるときには、われわれはそれを身体の内部に統合し、あるいはそれを包含しうるように身体を拡大し、結局我々は、その事物の中に潜入する(dwell in)ようになる」¹⁰⁶と述べている。つまり、知識を身につける際、対象の諸細目を部分的に捉え学ぶのはあまりよくない。そればかりか、ポランニーは「諸細目を知ることによって事物について真の観念が得られる、と考えることは根本的に誤った信仰なのである」¹⁰⁷とさえ述べている。そうではなく、知識を学ぶ際には、物事の全体を捉え対象に内感的に潜入しなければならない。例えば、車を運転する際、それぞれの部分(アクセルやブレーキ、クラッチなど)の細かい操作を常に意識はしない。しかし、何度も運転を繰り返し熟練していくと、意識せずとも滑らかに運転することができる。そして、こういった潜入こそ暗黙知である。こうしてみると、暗黙知は経験によって人々に会得されるものと捉えられるかもしれない。しかし、暗黙知はこういった経験的なものや人間の顔の識別など広い範囲に及ぶ概念であり、そう断定することはできない。暗黙知の習得について大崎(2009)は、「『暗黙知』は、その習得や発現のプロセスが不明である。すなわちどの感覚を通じてどのように習得・発現するのか詳記不能である」と述べている。なので、本論文においても、暗黙知の習得についての考察はここまでに留めておきたい。

3. ハイエクにおける法の支配

106 Polanyi (1966a), p.16,邦訳、33 頁。

107 Polanyi (1966a), p.19,邦訳、37 頁。

ハイエクとポランニーの関係を論ずる前に、ハイエクの秩序論についてももう一度簡単にまとめておく。¹⁰⁸ ハイエクは、秩序を2つに分けている。1つ目が「つくられた」秩序 (taxis)、2つ目が「成長した」秩序 (cosmos) である。前者は人間によって意図的につくられた設計主義的な秩序、そして後者は自己増殖的に成長した秩序であり自生的秩序と一般的に呼ばれる。この自生的秩序は作られたものではないので、特定の目的を持たず、どのような程度の複雑さにも到達できる。自生的秩序は、ときにはわれわれが知的に習得したり、意図的に配置したりできないほどの複雑性を持つ。そして自生的秩序の存在によって、われわれが自身の力のみで行動するよりも、より良い結果がもたらされるとハイエクは考えている。そして、こういった自生的秩序論の裏側には、ハイエクにおける人間の無知 (不完全知) への関心がある。ハイエクにとって人間は万能ではなく無知である。そのため、無知な人間によって設計されたルールに従うのではなく、長い歴史の中で自生的に成長してきたルールに従うことの重要性を説いた。ハイエクは次のように述べている。

「個人の行動を動かしている意識的な知識はその人の目的達成を可能にする条件の一部分にすぎないということについて、二つの重要な側面がある。一つは、人間の知性それ自体が生まれ育った文明の所産であり、さらに知性を形づくる多くの経験、すなわち、習慣、慣例、言語、道徳的信念の具現化によって知性が助けられているという経験に気付いていないという事実である。二つ目は、ある個人の知性によって意識的にあやつられる知識がどんなときにもかれの活動の成功に役立つ知識のほんの一部分にすぎないということである。」¹⁰⁹

つまり、個人個人の知識は不完全なものに過ぎないが文明の下では、習慣・慣習などの自生的秩序によってたがいの知識を補い合っている。文明社会の一員である人々は、各個人が特定の知識を用いることによって見ず知らずの他人

108 詳しくは今池 (2010)、今池 (2011) 参照。

109 Hayek (1960), p.24, 邦訳、I 40 頁。

を助けることとなり、その結果、単独でなしうる以上の成功を収めることができる。では、これら自生的秩序はどのように作られるか。自生的秩序は長い時間をかけて自生的に成長した秩序である。そしてその過程には人間の模倣の力が深く関係している。土井(2001)は「伝統の習慣は慣行を観察し模倣することに始まる」¹¹⁰と説明している。ハイエクはルールを習得する過程において「特定の行為を真似することによって習得され、そのことから、個人は『類推』によって他の場合にも同じ原理に基づいて行為する能力を身につける」¹¹¹と述べている。このように、伝統やルールの習得は、遺伝的伝達ではなく、模倣によって行われるのである。

4. ハイエクと暗黙知

それでは、ハイエクと暗黙知にはどのような関連があるのか。フリートウッドは、現場の人間が保有する「ある時と場所における特定の状況に関する知識」¹¹²というハイエクの言葉に注目している。この「状況に関する知識」には暗黙知と非暗黙知があり、「ハイエクが念頭においていたのは、無意識的に保持されていて明文化することができない暗黙知ではなく、意識的に保持されていて明文化することができる非暗黙知である」¹¹³と述べている。そして、この非暗黙知を「非暗黙的な局所的知識」と呼んでいる。ではこれら2つの知識はそれぞれどのようなものか。フリートウッドはハイエクの「状況に関する知識」を3つにわけ、次の2つを非暗黙知と呼んでいる。

「第一に、・・・『彼（主体）を直接に取り囲んでいる事実についての知識』（Hayek,1949b,p.82,訳 116 頁）への言及が、一連の公式の諸制度の内部に組み込まれている知識を含んでいないと考えることはできないであろう。・・・それが組み込まれている公式の制度には、教育や訓練、株式市場報告書、技術仕

110 土井(2001)、(一)、62 頁。

111 Hayek(1973), p.77, 邦訳、101-102 頁。

112 Hayek(1949b), p.80, 邦訳、113 頁。

113 Fleetwood(1995), p.96, 邦訳、162 頁。

様書、市場調査、オペレーションズ・リサーチ、図書館、通信社、広告およびあらゆる種類のメディア、とくに商業ニューズレターといったものがある。・・・第二に、『状況に関する知識』のなかには、任意の時間的・空間的な位置にある主体にとって、すでに利用可能となっているものがある。ハイエクが挙げている例によれば、じかに接している環境についての知識がそれにあたるであろう（たとえば、余剰在庫が十分に活用されていないことや、不定期貨物船が半分からであることについての知識）。それは、他の主体によって保有される知識（認識する主観をともなう知識）であったり、個人的関係に組み込まれている知識（たとえば、企業家と特定生産物の供給者、もしくは裁定機会の供給者との間の関係）であったりする。」¹¹⁴

これらがフリートウッドの言う非暗黙知である。この非暗黙知を諸主体は初めから持っているわけではない。また、暗黙知に対して、これらは意識的に保持されており、明文化することができる。そのため、非暗黙知は公式の制度によって伝達・貯蔵され、また、譲渡・移転が可能である。つまり、非暗黙知とは人間が生まれながらに持っている本能とは異なり後天的に手に入れるものである。さらに、この非暗黙知は表出が可能なため個人の所有する知識を他の主体に譲渡することが可能である。前述したハイエクの自生的秩序の一部もこの非暗黙知だと考えてよい。そして、これら 2 つとは別に暗黙のうちに保持される暗黙知が存在する。暗黙知の重要性について、フリートウッドは次のように述べている。

「(1) それは、直接的に利用可能である。諸主体はそれを入手する必要はない。彼らはそれをすでに所有している・・・(2) それは、公式の制度によって伝達され貯蔵されるのではなく、社会の非公式的な制度的ネットワークに組み込まれているものであり、その鍵となるものは行為の社会的ルールである。

(3) この種の知識は認識する人にまったく依存しているから、譲渡不可能であり移転不可能である。いかにルールに従うかを知っている主体は、ルールそ

114 Fleetwood(1995), pp.95-96, 邦訳、163-4 頁。

れ自体に組み込まれている一連の事実を知る必要はないし、概して知らない。諸主体が暗黙のうち知っているとき、彼らは非論述的に知っている傾向がある。」¹¹⁵

つまり、非暗黙知と同様に暗黙知も本能とは異なるが、暗黙知は表出不可能であり言葉に表すことはできない。暗黙知は明確に言葉に表すことができなくても、経験の中で取得できるものである。そのため、暗黙知はそれを持つそれぞれの主体に依存しており、言語化もできないため他の主体に移転できない、といった特徴を持つ。このように、ハイエクの「状況に関する知識」には暗黙知・非暗黙知の双方が含まれている。加えて、これら知識と制度や社会的ルールとの関係にまで踏み込んで議論を行っている。この点で、ハイエクが「主として生理学的な行為に関心をもっているポラニーやライルのような思想家をも超えている」¹¹⁶ とフリートウッドは評価している。しかし、それと同時にフリートウッドはハイエクの知識論について1つの問題を投げかけている。それはフリートウッド(1995)が述べた「無知のパラドックス」である。ハイエクは人間の無知について論じた人物であり、その無知を補うために伝統や慣習に基づく法の支配の必要性を説いている。この法の支配についてハイエク(1973)は「ルールとは明文化すればこういうものだという論述内容の知識を持っていないけれども、ルールに従ってどのように行為するかという遂行方法の知識を持っていれば、それで十分である」¹¹⁷ と述べている。すなわち、ハイエクによると人はルールがどのようなものか論述できる知識はないが、どのように遂行するかの知識は持っているということになる。しかし、この点についてフリートウッド(1995)は、「彼らは、知識を持っていると同時に無知であるというパラドックスの状態にある」¹¹⁸ と指摘している。この問題で重要な点は、ハイエクにおける無知の意味である。前述したように、ハイエクは、人間の無知という事実のもとで社会はいかに進展してきたかを研究してきた人物である。しかし、こ

115 Fleetwood(1995), p.97, 邦訳、166-167 頁。

116 Fleetwood(1995), p.98, 邦訳、166-167 頁。

117 Hayek(1973), p.99, 邦訳、134 頁。

118 Fleetwood(1995), p.100, 邦訳、171-172 頁。

ここで言う無知は、人間が何の知識も持たない愚かな存在であることを意味しない。人間は全能の存在ではなく、全ての情報を知ることはできない、というのがハイエクの無知である。そして、人間は不完全だが、知らず知らずのうちにルールに従うことにより自らのふるまいをよりよいものにしていく。¹¹⁹ 人間は自身が理解していなくともルールに従って行動することができる。そして、フリーウッドは次のようにまとめている。

「彼らは知識を持っていると同時に無知でもあるが、このパラドックスはいまや解決されることになる。『遂行方法』の知識はもっているけれども、同時に、『論述内容』の知識という点では根源的に無知なのだということを認めることによって、解決されるのである。」¹²⁰

このようにフリーウッドの無知のパラドックスは解決される。「知識を持っていると同時に無知である」といった状況は一見矛盾しているように見えるが、それは誤りである。人間は自身が言葉で説明できないルールにも従うことができる。すなわち、人間はルールの「論述内容」の知識は持っていないが、「遂行方法」の知識は持っているとしてハイエクは考えている。このようにハイエクのルールには暗黙性がある。このルールの暗黙性は、ハイエクがポランニーから影響を受けている重要な点の1つである。この点について森田(2009)は、ハイエクの言うルールを3つの階層に分けている。まず、設計されたルール(thesis)と遺伝的・本能的ルール(physis)の2つがある。そして、その間に伝統や慣習といった個体・個人の学習の結果として獲得された行為の認知パターンが存在する。この中間層は、さらに意識的レベルのルール(nomos)と無意識レベルのルールに分けられる。この2つのうち、後者の無意識レベルのルールにポランニーの暗黙知も含まれている。そして、この暗黙的ルールを獲得する過程に

119 この点について楠(2010、55-56頁)は「ハイエクの指摘を見てみると、『ルールに従う』ということ、『ルールを理解し自らの規範とする』といった能動的に対処するものとしてではなく、『導かれる』『支配される』といった受動的に接するものとして眺めていることがわかる。」と指摘している。

120 Fleetwood(1995), p.103, 邦訳、177頁。

において、模倣の重要性をハイエクは説いている。この点について森田(2009)は、「言語によらない模倣という学習過程の重要性を強調するM・ポランニーにきわめて近い立場を読み取ることができる」¹²¹と述べ、ハイエクとポランニーの共通性を述べている。

最後に、ハイエクとポランニーに大きく関係する問題として、ゲシュタルト心理学との関係に少し触れておく。ハイエク思想におけるゲシュタルト心理学の関連性は以前から指摘されており、楠(2010)は、「ゲシュタルト心理学(Gestalt Psychology)(的理解)があり、この点でハイエクがそのルール論で引き合いに出すM・ポランニーと軌を一にしている」¹²²と述べている。つまり、ハイエクとポランニーの共通点の一つはゲシュタルト心理学にあるとしている。このように、ゲシュタルト心理学との関係は重要であるが本論文には直接影響しないので、今回は立ち入らないこととする。

5. ハイエクとポランニーの比較

ハイエク研究においてポランニーの名前が登場するとき、ハイエクのルール論とポランニーの暗黙知の共通点が度々指摘される。その1つが模倣である。前述した通り、ハイエクのルール論における模倣というものは、ポランニーの暗黙知の議論と関係している。しかし、この点に関してハイエクとポランニーは必ずしも同じではない。ハイエクは、「生得的な反応以外に個々の人間が遺伝的に授けられた最も重要な能力は、おそらく、模倣的な学習によって技能を身につける能力である」¹²³と述べ、模倣の重要性を説いている。技能を修得する能力は理性に起因するのではなく、理性もまた、選択過程の産物である。この点は、人間の理性を重要視しないハイエクの考えをよく現している。これに対し、ポランニーはどう考えているのか。ポランニーは修得に関して、「潜入する(dwell in)」という用語を使い説明している。

121 森田(2009)、155頁。

122 楠(2010)、56-57頁。

123 Hayek(1989), p.21, 邦訳、26頁。

「ある事物を暗黙知の近接項として機能させるときには、我々はそれを体の内部に統合し、あるいはそれを包含しうるように体を拡大し、結局我々は、その事物の中に潜入する(dwell in)ようになる。」¹²⁴

つまり、ポランニーは新しい理論や技術を身につける際、諸細目を部分的にとらえるのではなく、対象の全体に内観的に潜入しなければならないと考えている。そして、この全体像をとらえることが暗黙知であり、言い換えれば一種の勘である。しかし、この暗黙知自体の修得プロセスについては不明である。大崎(2009)は、「『暗黙知』は修得や発現のプロセスが説明できる通常の『認知』と違う次元に存在している。すなわち通常の『認知』の枠組みを超えて存在している」¹²⁵と述べている。また、柴田・遠山(2004)は、暗黙知を身体知と言い換え、「『身体知』には・・・体型や資質といった諸種の個人差がある・・・したがって、学習者各人の個体差に見合ったきめ細かな指導がもっともふさわしいということにならざるを得ない」¹²⁶と指摘している。暗黙知の習得において模倣することは重要ではあるが、その過程で各個人の個性に適した形に変えることも重要である。つまり、暗黙知はそれまでの経験により各個人特有の要素を含んでおり¹²⁷、ただ単に模倣するだけでは修得することはできない。大崎(2009)は「職人が自分の技能を弟子に伝えようとするとき、たとえば自分の技能についてのマニュアルを用意し、口頭による補足の説明を追加し、さらに必要に応じて見様見真似で伝える。『マニュアル』と『口頭による補足説明』により伝わる知識は『表出伝達可能知』『見様見真似の伝達』で伝わる知識は『表出不可能だが伝達可能知』である。これでもなおどうしても伝えることができない知識がある。これがすなわち『暗黙知』である。」と説明している。暗黙知とは表出も伝達も不可能な知識である。そのため、模倣することは暗黙知の習得に役立つかもしれないが、それで修得できる知識は暗黙知ではない。この点で、柴田・遠山と

124 Polanyi (1966a), p.16, 邦訳、33 頁。

125 大崎(2009)、25 頁。

126 柴田・遠山(2004)、20 頁。

127 複数の人間が共通の暗黙知を持つこともありうる。大崎(2009、29 頁)は次のように述べている。「結果的に各人が独自に同じように『勘』『こつ』が発達することはあり得る。その意味では「暗黙知」が、ある程度コンテキストの構成要素となることは可能だろう。」

大崎の間において暗黙知修得についての理解の違いが見られる。このように、暗黙知であるかないかの線引きは人によって異なる。

もう 1 つの問題に、本当にハイエクの暗黙的ルールの中に暗黙知が含まれるのか、という疑問がある。暗黙知とは、言表不可能な知識であり、言語や職人の技術などが例挙げられる。このように、暗黙知がハイエクの自生的秩序に含まれる部分があるのは確かである。しかし、暗黙知はこれだけの範囲に収まるものなのか。ポランニーは暗黙知について次のように説明している。

「暗黙的に知られるものの中には問題や予感、全体の相や技能、そして道具、探り杖、指示的言語の使用などが含まれた。このリストはさらに拡張され、知識とはいっても原初的な形態の知り方、つまり、感覚による外界の事物の知覚までもが、これに含められるにいたった。」¹²⁸

このように、ポランニーの暗黙知には知覚なども含まれる。また、ポランニーは『創造的想像力』において、暗黙知を直感と言い換えている。暗黙知とは言葉で説明できないが知っている知識であるが、ポランニーの考える暗黙知はかなり広範囲に及んでいる。ハイエクの暗黙的なルールとポランニーの暗黙知は確かに共通している部分もあるが暗黙知のすべてがハイエクの暗黙的なルールに含まれると考えてよいかは疑問が残る。むしろポランニーの暗黙知にはハイエクの言う本能も含まれる可能性がある。この点については、ハイエクとポランニーの研究対象の違いが反映されている。

6. 小括

ハイエクにおけるポランニーからの影響は度々指摘されることであり、その点について異論の余地はないであろう。しかし、ポランニーの代表的な概念である暗黙知を考えると、単純にハイエク理論と関係付けるには注意が必要である。その原因としては、いくつかの点が考えられる。1 つは暗黙知に関する理

128 Polanyi (1966a), p.29, 邦訳、51 頁。

解が、まだ進んでいない点が挙げられる。これまで述べてきたように、暗黙知はその習得方法が不明であるなど理解の難しい概念であり、さらなる研究が必要である。

次に、ハイエクとポランニーの思想の違いの原因として、彼らの目的の違いが考えられる。ハイエクは、人間の無知にもかかわらず、いかにしてよりよい社会が実現されるのかをめぐって議論を深めていった。それに対し、ポランニーは元物理化学者であり、彼の研究分野は、物理化学、経済学、社会科学、哲学と幅広い。では、『暗黙知の次元』におけるポランニーの目的は何か。この訳者である佐藤は、「本書(『暗黙知の次元』)で明らかのように、著者の真意は、一言で言うならば、人間と思考の自立を主張することにあつたのであり、科学についてのあやまった観念にもとづいて社会がこれを脅かす危険性をこそ強く感じていた」¹²⁹と指摘している。そして、『暗黙知の次元』を科学技術者並びに学生に説明した『創造的想像力』の編訳者あとがきにおいて慶伊は、「われわれは『天才にははじめから結論が解っている』という。このような表現が間違っていないことを、ポランニーは明確に示してくれる」¹³⁰と評価している。つまり、ポランニーは『暗黙知の次元』において、人間の知覚について明らかにしようとした。そのため、ポランニーは、ハイエクに比べより哲学的な議論の展開を行っている。逆に、ハイエクはより社会学的な議論を展開している。このため、2人の議論にはずれが生じていると考えられる。そのため、ハイエクはポランニーからの影響を受けてはいるが、ポランニーの理論をハイエクに当てはめる場合、注意が必要である。

以上、ハイエクとポランニーを比較し2人の違いを明らかにした。彼らの違いは2人が何に力点を置き、議論をしているかである。この点で、社会の存続、進化に力点を置き議論をしているハイエクの方が、ポランニーに比べ社会科学分野において重要である。

本章では、これまで、暗黙知を中心にポランニーとハイエクの比較を行ってきた。そのため、今回の検討ではポランニーの自由論には踏み込まなかった。

129 佐藤敬三「訳者あとがき」、Polanyi (1966a), 邦訳、143 頁。

130 慶伊富長「編訳者あとがき」、Polanyi (1966b), 邦訳、112 頁。

そのため、本論文では 2 人の自由に対する見方や宗教性の違いなどに触れることはできなかった。ハイエクとポランニーにおける自由論の検討については今後の課題としたい。

また、もう 1 つの注意点として、暗黙知理解の難しさが存在する。暗黙知そのものの理解が困難なことは先ほども挙げたが、経営学において、暗黙知がこれまでの議論とは異なる使い方をされていることに注意を促したい。次節では経営学分野における暗黙知について検討する。

7. 暗黙知の解釈

最後に、経営学における暗黙知についての注意を促したい。経営学において暗黙知が登場することが度々あるのは周知の事実である。しかし、経営学において暗黙知は正しい使われ方をしているのか。大崎(2009)は必ずしもそうではないと指摘する。

「ポランニーの『暗黙知』と経営学や工学で使用されている『暗黙知』には、解釈にずれがある。共通点があるとすれば、それは共に『身体知』ないし『経験知』であることである。しかし表出可能や伝達可能な知識は『暗黙知』とは言えない。」¹³¹

暗黙知は言い換えれば勘やこつのようなものであり、経営学などでの使われ方はポランニーの考えとは異なっている。では、どういった点で異なるのか。重要な点はポランニーの暗黙知が表出・伝達不可能なことである。大崎(2009)は野中郁次郎の『知識創造企業論』の主張を例に挙げ説明している。野中の主張は、暗黙知と形式知¹³²が交互に作用し知識の創造が行われる、といったものだが、この過程で暗黙知から形式知への表出化や暗黙知の共有が行われる。そして、この点で、野中の経営学における暗黙知の誤りを指摘している。ポラン

131 大崎(2009)、36 頁。

132 文章・数式・図表などで表出可能な知識

ニーの暗黙知は表出・伝達不可能なものであり、このような知識の創造が起こるなら野中の暗黙知はポランニーの暗黙知とは異なるものだ、というのが大崎の主張である。また、工学に対しては畑村（2002）の「各仕事の『暗黙知』を『形式知』に変えるべし」¹³³という記述に対し、「この『暗黙知』は、マニュアル化されてはいないが職人などが長年の経験により積み重ねて習得する知識である。したがって畑村の『暗黙知』も・・・『表出伝達可能知』である」¹³⁴と述べ、ポランニーとの違いを強調している。

このように、経営学における暗黙知はポランニーの暗黙知とは異なるものである。両者には多くの違いがあるため、ポランニーの暗黙知を理解する上で、経営学に踏み込むべきではない。

このように、野中や畑村の暗黙知は確かにポランニーの暗黙知とは異なるものである。しかし、同時に彼らの暗黙知とハイエクの関係に注目したい。ここで彼らの言う暗黙知とは長年の経験により蓄積された知識表出化することも可能である。この知識は、本章第4節にて紹介した、フリートウッドの言う「非暗黙的な局所的知識」との共通点が見られるのではないかと。これらは共に経験の過程で蓄積された知識であり、伝達することが可能である。つまり、経営学において暗黙知と呼ばれる知識の中には、本来、ハイエクの「非暗黙的な局所的知識」と呼ぶべき知識が多々含まれているのではないかと。本論文においてはこれ以上は触れないが、今後、経営学における暗黙知をさらに検討していきたい。このように、近年ハイエク理論と企業との関係が度々指摘されている。今回考察したように、ハイエク理論の中には経営学分野にも影響を与えるであろう点が多々あり、今後の研究課題として取り組んでいきたい。

133 畑村(2002)、64-65頁。

134 大崎(2009)、31頁。

第5章 『隷属への道』

1. 『隷属への道』の意義

これまで、ハイエク思想における人間の無知とその無知を補う自生的秩序について検討してきたが、最後に『隷属への道』を取り上げたい。『隷属への道』がハイエクの著作の中で最もよく知られた著作であることは間違いない。この著作は1944年にイギリスで出版された。その後、アメリカでも出版され、ベストセラーとなった。当時はまだ第2次世界大戦中であり、社会主義への期待も強かった。この書は、そういった時代に出版されたのであるが、社会主義を鋭く批判し、また、社会主義はファシズムと同根のものだと指摘した。かつてハイエクにあった「社会主義批判の経済学者」といったイメージは、この書によって作られたものである。このように、『隷属への道』はハイエクにとって大きな意味を持つ著作であるが、近年のハイエク研究においては、『隷属への道』よりも1960年以降の著作の方が、より重視されている。しかし、『隷属への道』は後期ハイエクに繋がる考察をすでに含んでいる著作として注目されるべきである。この点についてハイエクは、『隷属への道』1976年版の序文において、「この本を出発点として、その後30年以上にわたる私の新しい分野への展開が始まることになった」¹³⁵と述べている。そしてハイエクは自由の秩序の性質についての研究を行い、「その作業の最初の結果は、『自由の条件』（1960年）という基礎的な著作となった」と述べている。さらに、その研究は『法と立法と自由』へと受け継がれていった。¹³⁶ このように、『隷属への道』はハイエクの自由思想のスタートを飾る著作として欠かすことの出来ない著作である。本章では、『隷属への道』の検討を通して、この著作がハイエクの以降の著作にどのような影響を与えたのかという点について論じていく。

2. 全体主義批判

135 Hayek (1994), p. x x I, 邦訳、365頁。

136 1976年時点では、『法と立法と自由』は2巻まで刊行済みである。そして、3巻の完成も近いとハイエクはここで述べている。

『隷属への道』は、前述したとおり、社会主義を批判し、西側諸国が全体主義への道に進まないよう警告したものである。それは、ハイエクが第1章第1節において、「全体主義への運命を、われわれ自身も辿ることがないようにするためには、われわれはどんな道を選ぶべきかの問題を、われわれがこの戦争に勝利を収める暁に、改めて考えなければならなくなるのを、まず避けられない」¹³⁷と述べている点から見て明らかである。そして、ハイエクは社会主義に対して「社会に対するわれわれの態度が、少しずつ気づかないほど小刻みにではあるが変化を続けてきたため、結局のところ完全に変化してしまった・・・変化の過程では程度の差だと思われていたわずかな違いが、積りに積もって、その果てにはついに、今の時代における社会問題に対する考え方と、本来の自由主義者の社会観との間には根本的なずれが生じてしまった」と述べ、社会主義が気付かないうちに広まっていくことに、注意を促している。

このように、ハイエクは社会主義に対して強い警戒を持っているが、彼は社会主義をどのようにとらえているのか。ハイエクは、社会主義はファシズムと同根のものだと指摘している。ハイエクは、レーニンの旧友であるマックス・イーストマンですら、「『スターリニズムはファシズムより良いものであるどころか、もっと悪く、もっと冷酷であり、もっと野蛮であり、もっと不公正であり、もっと不道徳であり、もっと反民主主義的であって、いかなる希望や良心によっても取り返しのつかないもの』で、むしろ『超ファシズムと呼ぶべきもの』」¹³⁸であると認めざるをえなかったと、述べている。そして、イーストマンが「国有化と集産主義化の政策とに依存するのを避けることができなかったという点においては、まさしくスターリニズムは社会主義である」¹³⁹と述べている点を指摘し、先ほどのスターリニズムとファシズムの関係は社会主義全般に関係するとしている。他にも、アメリカの通信社特派員であるW・H・チェンバリンや英国の文筆家F. A. フォークト、そしてウォルター・リップマン博士の発言を引用し、ファシズムと社会主義が同根であると主張している。

137 Hayek (1994), p.14, 邦訳、6 頁。

138 Hayek (1994), pp.31-32, 邦訳、29 頁。

139 Eastman (1940), p.82.

次にハイエクは、社会主義概念そのものに対する混乱についても指摘している。その混乱とは、「社会主義の概念は、・・・社会主義の究極の目標である『理想』をのみ意味するものとされたり、あるいは、その理想を説明する言葉として用いられたりする。一方それは、・・・特定の『方法』をも意味する」¹⁴⁰ ことである。つまり、社会主義者といっても社会主義の理想をただ信奉するだけの者もいれば、その方法(計画経済体制の創設など)を考えている者もいる。そして、社会主義の理想は支持しつつも、方法に危険があるとみて社会主義を支持しない者もいる。このように社会主義という用語のあいまいさのため混乱が生じている。そして、ハイエクはこの方法を言い表すために「集産主義(collectivism)」という言葉を用いるのが望ましいとし、「私が本書で扱う、社会主義の予期せぬ結果のすべても、それがどんな目的に使われているかに関係なく、集散主義の方法自体から発生するのである」と述べ、集散主義を批判している。このようにハイエクは常に社会主義を批判する態度をとっている。

3. 社会保障と民主主義の問題点

これまで述べてきたように、ハイエクは『隷属への道』において社会主義をファシズムと同根のものとして批判している。この点でハイエクは社会主義批判の経済学者であり、ハイエクが世間からそう評されたのもうなずける。しかし、この『隷属への道』はただ社会主義を批判する書にとどまっていない。彼は社会主義を批判すると同時に社会主義でない国々、とりわけ人為的な政策を進めすぎた国々にも当てはまる批判を行っている。その1つが「経済的保障」についてである。「経済的保障」が自由に不可欠の条件であることはハイエクも認めている。しかし、この経済的保障が、ときに自由を脅かすと見ている。そして彼は、保障を次の2つに区別せよと言う。

「一つは『限定的保障』で、社会の全員のために実現することが可能であり、決して特権ではなく、人々が実現を欲して当然なものである。もう一つは『絶

140 Hayek(1994), p.37, 邦訳、36頁。

対的保障』で、自由社会では全員に実現することが不可能であり、特権として与えられることも許されないもの—ただし完全な独立性を持つことが至上の重要性を持つ、裁判官の場合のような数少ない例外はあるが—である。」¹⁴¹

これらを言い換えると、前者は最低所得の保障など社会全員が最低限度の生活をするためのものである。そして後者は、特定所得の保障であり、ある個人や集団の地位を守る保障である。前者の限定的保障は、先進諸国では、自由を害することなく国民全員に与えることが可能である。しかし、ハイエクはここで次のように述べ、保障に対する注意を促している。

「どんな水準の『最低所得』が提供されるべきかについては、難しい問題がある。とりわけ、そのように共同体に依存する人が、他の人々と同様の自由を無制限に享受してよいのかどうかという、重要な問題もある。・・・また、不確実であるがゆえにほとんどの人は十分な対策を準備しておくことができないような、生活上の一般的な危険に対して、一般の個人が対処できるように政府が助けることも、これを否定しうる理由は存在しない。・・・そして最後に、経済活動の一般的な変動と、それに伴って繰り返し発生する大規模な失業の波に対処していくという、この上なく重要な問題が存在する。」¹⁴²

このように、ハイエクは限定的保障についての注意点を数多く述べている。しかし、この保障についてハイエクは常に肯定的な立場をとっており、社会における保障の必要性を述べている。ハイエクは前述したとおり、自由を重視する経済学者ではあるが、このようなセーフティーネットの必要性もまた理解していた。そして、社会主義批判の経済学者としてと同時に、リバタリアンとしても見られることの多いハイエクだが、こういった点は極端な市場原理主義車としてのリバタリアンとは異なっている。

次に、後者の「絶対的保障」についてはどうか。彼は次のように述べている。

141 Hayek (1994), pp.132-133, 邦訳、154 頁。

142 Hayek (1994), pp.133-134, 邦訳、155-156 頁。

「自由に対して油断ならぬ脅威をもたらすような保障の計画化とは、まったく別の保障を意図するものである。それは、個人や小集団を所得の減少から守ることを目的として立案される計画である。」¹⁴³

このようにハイエクは絶対的保障に対しては、自由を脅かすものとして批判的にとらえている。その理由は、この種の保障が競争社会とは相容れないというものである。所得の減少は競争社会では日常的に発生するものである。これに対しての保障を要求することは、「個人の努力の客観的な成果ではなく、その人が主観的に考える功罪(subjective merit)と見合うような報酬を支払えという要求」¹⁴⁴と同じものであり、職業選択の自由と相容れるものではない。ある人が、当人の失敗でもないのに、所得を失い希望を失ったときに、政府が介入を行うのはわれわれの正義感に適っており多くの支持を得られるかもしれない。しかし、それは自由を損なう行為であり行われるべきではない。さらに、市場参加者に一定所得を確保する政策は、制限主義(restrictionism)と呼ばれる計画化をもたらす。そしてこういった保障は、保障の範囲外の人々を犠牲に成り立つものである。このように絶対的保障は結果的に格差を広げ、経済的不安定は大きくなる。こういった点から、ハイエクは絶対的保障を批判し、保障は最低限度にとどめるべきだと主張するのである。

次に、ハイエクは民主主義を崇拝することの危険性を指摘している。ハイエクは次のように述べている。

「民主主義は、本質的に手段であり、国内の平和と個人の自由を保証するための功利的な制度でしかない。民主主義は決してそれ自体、完全無欠でも確実なものでもない。そしてまた、これまでの歴史において、いくつかの民主主義体制のもとでよりも、独裁的な支配のもとでのほうが、しばしば文化的・精神的自由が実現されてきたということを忘れてはならない。また、きわめて同質

143 Hayek (1994), p.135, 邦訳、157 頁。

144 Hayek (1994), p.135, 邦訳、158 頁。

的な、そして空論ばかり振りまわす多数派の支配のもとでは、民主主義政府は最悪の独裁体制と同様に圧政的なものとなることは、少なくとも可能性としては考えられる。」¹⁴⁵

このようにハイエクは民主主義が完璧で堅実な政治形態だとは決して考えていない。それどころか、民主主義が最悪の独裁を引き起こす可能性も指摘している。この点は自由を重視する経済学者であるハイエクのイメージと異なるように感じられる。しかし、ハイエクは結局のところ、次の理由から独裁ではなく民主主義を選んでいる。

「ここで強調したい点は、独裁が必ず自由を破滅させるということではなく、むしろ、独裁は強制と理想の押し付けに最も有効であり、大規模な中央計画が可能になるために欠かせないがゆえに、計画化は独裁へと向かっていくものだということである。計画化と民主主義の間に衝突が起こるのは、民主主義は、経済統制政策が求める自由の抑圧にとっての障害になるからにすぎない。」¹⁴⁶

つまり、ハイエクが民主主義を選ぶのは、民主主義が完全に堅実な形態だからではなく、民主主義が計画化を防ぐ手段となるからにすぎない。ハイエクの議論の中心は計画化を防ぐことであり、そのためには民主主義という手段が有効である。それゆえ、ハイエクは「主要価値としての民主主義が脅かされている」¹⁴⁷ といった見方には批判的である。この見方は、権力が多数派の意志である限り恣意的なものにならない、という信念に基づいている。しかし、権力が恣意的になるのを防ぐのは、権力の制限だけであり、それがなければ、民主主義そのものが恣意的権力になる可能性がある。

本節では、『隷属への道』におけるハイエクの民主主義国家に対する批判を検討した。ここで述べられた民主主義に対する批判は、第2章で述べられたものと類似している。このように、『隷属への道』における議論の中には、その

145 Hayek (1994), p.78, 邦訳、88 頁。

146 Hayek (1994), p.78, 邦訳、88 頁。

147 Hayek (1994), p.79, 邦訳、88 頁。

後の著作に引き継がれる議論が多く含まれている。

4. 法の支配

これまで論じてきたように、『隷属への道』は社会主義批判に留まらず様々な議論に焦点を当てている。そして、これらの議論の多くはハイエクの後の著作へと引き継がれている。前述した保障や民主主義に対する議論とよく似た議論が『自由の条件』や『法と立法と自由』に見られる。そして、『隷属への道』で最も注目される社会主義批判の議論においても、自由の擁護や設計主義批判といった後のハイエクにつながる部分が見られる。しかし、これらの他にも後のハイエクにつながる議論がなされている。1 つは、「法の支配」である。法の支配は『法と立法と自由』などで主に登場するものであり、ハイエク思想の中心ともいえる重要な概念である。『隷属への道』においてハイエクは次のように述べている。

「自由な国家と恣意的な政府の支配下にある国家とをはっきりと区別するのは、自由な国家では、『法の支配』(Rule of Law)として知られているあの偉大な原則が守られているということである。専門的な表現を一切省いてしまえば、この『法の支配』とは、政府が行うすべての活動は、明確に決定され前もって公表されているルールに規制される、ということの意味する。」¹⁴⁸

このように、ハイエクは『隷属への道』においても法の支配と政府権力の制限に触れている。そして、法の支配においてハイエクは、「形式的」法と「実体的」法の区別の重要性を説いている。この 2 つの法についてハイエクは、「二種のルールの間での差異は、ちょうど、高速道路法のような道路交通法を制定することと、人々にどこへ行けと命令することとの違いと同じである」¹⁴⁹と説明している。すなわち、形式的法は政府がどう行動するかを人々に前もって

148 Hayek (1994), p.80, 邦訳、92 頁。

149 Hayek (1994), p.82, 邦訳、94 頁。

示すものであり、人々の行動に役立つ。それに対して、実体的法は、国家が特定の効果をもたらすために作るものである。そして、ハイエクの言う法の支配における法とは、形式的法である。また、ハイエクは実体的法を否定し、「社会政策の特定成果は不可知である方がよい」¹⁵⁰と述べている。その理由は以下の通りである。

「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間や場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。・・・他方、国家が特定の目的を実現するために個人の活動を統制すべきであるなら、国家の活動は、その時点の完全な状況把握に基づいてなされる必要がある。ところがそれは不可能であるから、ここでも国家活動の効果を予測することは不可能になる。・・・かりに、国家が自らの活動の引き起こす結果を厳密に予測しようとすれば、それが意味しているのは、影響を受ける人々の行動が、選択の余地なく固定したものだ、ということである。」¹⁵¹

ハイエクはこのように実体的法を批判している。その理由は、国家が完全な状況把握ができず、各個人の自由に任せた方が結果的にうまくいくと考えたからである。このハイエクの考えは、後の著作にある、自由に対する考えや設計主義批判と共通のものだと言える。しかし、『隷属への道』では、法の支配において自然法や自生的秩序といった概念はほとんど登場しないままとっている。この点において、『隷属への道』はその後に著作に比べ不完全なものとなっており、ハイエクの知の変遷が見られる。本論文第3章で論じた、ハイエクの不完全無知に対する考えは、この『隷属への道』にも共通しているが、この時点では、まだ不完全知に関する深い考察まで議論は進んでおらず、政府権力の制限を主要な目的としている。法の支配についても、ハイエクは「立法の範

150 Hayek (1994), p.83, 邦訳、96 頁。

151 Hayek (1994), p.84, 邦訳、96-97 頁。

困を制限することを意味するものである。・・・国家の強制権力は、法によって事前に明らかにされている場合のみ使用可能とされる」¹⁵²と国家権力の制限をその目的とするに留まっている。そして、これを出発点として、その後のハイエクの自生的秩序論が展開していったのであろう。

5. 『隷属への道』の重要性

以上、これまで『隷属への道』について検討してきた。一般的には、『隷属への道』は、比較的狭い意味での社会主義批判の書と見られることが多いが、実際にはその範囲に留まらず、むしろより広い意味で、設計主義批判の書であると言える。そして、ハイエクの言う設計主義とは、福祉国家などの大きな政府論につながる性格を持ち、『隷属への道』は、狭い意味での社会主義だけでなく福祉国家等も批判する著作となっている。また、この設計主義批判はハイエクの後の著作にも共通して存在する主要なテーマであり、ハイエク自身が述べたように、『隷属への道』は、後期ハイエク思想の出発点とも言える著作である。その内容は、後のハイエクの著作に比べ不完全な部分があり、軽視されがちではあるが、『隷属への道』は、後のハイエク思想につながる重要な著作であり、ハイエク研究において無視することのできないものであろう。

152 Hayek (1994), p.92, 邦訳、106 頁。

第6章 『自由の条件』における福祉国家

前章において『隷属への道』がハイエクの後の著作につながる議論を行っていることを論じてきた。その中で『隷属への道』が『自由の条件』における自由や福祉国家批判、保障に対する見方と共通点があることを指摘した。本論文においては主に第2・4章において『自由の条件』における自由について論じてきたが、本章では、これまで論じてこなかったハイエクの福祉国家論と具体的な保障制度について検討していく。

1. 福祉国家に対する批判

前章で述べたように福祉国家を批判した人物である。しかし、福祉国家の全てを批判したとは言いがたい。では、ハイエクは福祉国家のどのような点を批判したのか。福祉国家で特に懸念されたのは、「社会主義が意識的に追求すべき目標としては一般に放棄されたけれども、意図的ではないならばそれを確立しないとは限らないということである。・・・結局誰も意識的に打ちたてようとは思ってもいない中央集権的計画そのものが生まれるかもしれない」¹⁵³ といったことである。それに加え、「さらに古い社会主義者の多くは、時代がすでに再分配国家の方向へ大きく進んだので、いまや信用を失った生産手段の社会化を迫るよりも、再分配国家の方向へいっそう押し進むほうがはるかに容易であることに気がついたのである。」¹⁵⁴ そしてこれは、正確に分類するのが困難なため、より伝統的な社会主義に比べて、包括的に拒絶することはよりいっそう困難である。さらにハイエクが反対すべきだと考える福祉主義の狙いの一つに、より平等な所得再分配を支持するという目的で、国家は市民に対し剥奪の代わりにある絶対的水準の安全を与えるべきであるといった議論を行うことがある点も問題である。

その他に挙げられている批判点としては、政府の強制についてである。ハイ

153 Hayek (1960), p.256、邦訳、7頁。

154 Hayek (1960), pp.256-257、邦訳、8頁。

エクは次のように述べている。

「政府の新しい福祉活動の多くが自由にとって脅威となる理由は、それらが単なるサービス活動として提供されるとしても、実際には政府の強制力の行使を含み、排他的な権利を要求することにもとづいているということにある。」¹⁵⁵

ハイエクは一貫して市場を尊重する立場を取っており、政府の強制を否定する立場をとっているのでこの主張は当然のものであるといえる。政府サービスは有用であるように見えても、それが自由を脅かす可能性を含んでいることハイエクは警戒したのである。

もう一つ挙げられているのは、行政国家に固有の拡張主義である。ハイエクは次のように述べている。

「今日の主要な危険は、政府のある目的がひとたび正当なものとして受け入れられると、次には自由の原則に反する手段でさえ正当に利用しようと想定されることである」¹⁵⁶

ハイエクが警戒するのは一貫して政府の肥大化とそれに伴う自由の侵害である。もし、政府に排他的で独占的な権力を与えると、それは将来の改良にとっては主要な障害となるかもしれない。また、効率と経済性の考慮に基づく議論が国家の独占的責任負担に持ち出されることがあるが、その点もハイエクは批判している。特定のサービスを国家が実行すると、その結果としてサービスの性格は競争的な機関に供給された場合とは全く異なってしまうのである。そして、もし市民のある種の必要が単一の官僚的機関の独占となった場合に、それを民主的に管理すれば市民の自由を保護できるという考えも過ちだとハイエクは述べている。そして、個人的自由の保持に関し、立法府と排他的権力を与えられる行政装置の分業は考えうる最も危険なやり方であると指摘している。こ

155 Hayek (1960), p.258、邦訳、10 頁。

156 Hayek (1960), p.260、邦訳、12 頁。

のようなやり方は自由を簡単に脅かす恐れがあり、自由を擁護するハイエクが認められるものではないだろう。

2. ハイエクの許容する福祉

ハイエクは、福祉国家の一部は自由社会をより魅力的にすると述べている。では、どのようなものを許容しているのか。一つは、共同の努力によって供給することが共同社会の全ての成員にとって利益になると思われる公共的な福利施設である。これには公園や博物館、劇場や運動施設等が当てはまる。また、これらは国家当局でなく地方当局によって供給されるべきとも述べている。そのように考えている理由は明記されてはいない。しかし、ハイエクは『法と立法と自由』において、分権は、人々の自治への参加を促し中央集権化によって絶やされた共同体精神を復活させると評価している。そのため、この点が地方当局による供給を勧める理由であると考えられる。

次に、保障の問題が挙げられている。そして、ここで保障の概念を二つに区別することの重要性を説いている。

「その一つはある程度の保障で全員にとって達成可能ないかなる特権ともならないものと、もう一つは絶対的な保障でそれは自由社会において全員にとっては達成不可能なものとのである。前者は厳しい物質的欠乏に対する保障、すなわち全員に対する一定の生活最低限度の保障であり、後者はある一定生活水準の保証で、個人あるいは集団の享受する水準と他の人々あるいは集団のそれとを比較することによって決定される」¹⁵⁷

言い換えると、前者は生きていくうえで最低限必要な国民全員に対する所得保障で、後者は一定生活水準を保証するために特定の個人や集団が受ける特定の所得保障である。そして、後者は財のいっそう均等な分配もしくは公正な分配を保障するために政府の権力を持ちたいという願望に関係していると批判し

157 Hayek (1960), p.259、邦訳、11 頁。

ている。この結果、必然的に社会主義とその強制的かつ本質的に恣意的な方法へ逆戻りしてしまうのである。またハイエクは、前者のような必要最低限の保障については支持している。ハイエクは、弱者救済自体を否定したのではなく、救済の行き過ぎや救済の対象を政府が恣意的に決定することを否定した。つまり、ハイエクは社会保障を軽視した経済学者ではなく、むしろ社会保障について深く考察した経済学者だと言える。そして、ここで述べられている保障は前章で述べた、限定的保障と絶対的保障と類似している。このように、ハイエクは『隷属への道』から『自由の条件』において一貫して同じ考えを持ち続けている。しかし、『自由の条件』においては、『隷属への道』と比べより具体的に保障について述べている。では、ハイエクは社会保障制度について具体的にどのように論じているのか。次節では、ハイエクの考える具体的な社会保障制度について検討していく。

3. ハイエクの認める社会保障制度

(1) 強制保険

ハイエクは必要最低限の保障を支持するとともに、強制保険を認める姿勢をとっている。

「この救済[公的扶助]がそうした必要に自分で備えることのできなかつた人・・・にいつまでも限定しておくべきでないこと、また比較的豊かな社会で今日与えられている救済の額が生存と健康の維持に絶対に必要な額を超えるべきであることは、たぶん避けがたいのである。この援助を利用できるがために、一部の人が自ら備えうる危急にたいしてもそうした備えを怠るようになることを予期しなければならない。ゆえに、備えることができたにもかかわらず援助を要求する人びとには、備えを自らするよう要請するべきであるとするのは、しごく当然であると思われる。」¹⁵⁸

158 Hayek (1960), pp.285-286、邦訳、46 頁。

ハイエクは公的扶助の幅を広げることが、備えを怠る人を生むであろうことを想定した。そして、人々に人生共通の危険(老齢・失業・疾病など)に保険をかけることを強制することを容認した。ハイエクは、自由を奪う強制を批判したが、この強制に対してはそれを行う正当な理由を述べている。

「この場合の正当性の理由は、人びとがその個人的利益になることをするよう強制されるべきだというのではなく、備えを怠って、社会一般へのお荷物となることを防ぐということである。」¹⁵⁹

つまり、ハイエクが強制保険を勧めるのは、「自分自身の利益のためでなく、自分の行動で害を被るかもしれない他人の利益のため」¹⁶⁰ である。もし備えを怠った者を救済するために社会の他の人々が悪影響を受けその自由を妨げられるようなことがあるならば、それこそがハイエクの嫌うものであり、それを避けるために対策を練るのは当然である。そのために他者の自由を妨げないために保険という個人への強制が行われる。しかし、この強制はハイエクの自由を妨げるものとは言えない。なぜなら、「個人への強制は、一般的福祉または公共善に貢献するのに必要とされる場合にのみ許容されうるというのが、自由の伝統の公理の一つ」¹⁶¹ だからである。自由とは尊重されるべき重要なものだが、自身の自由のため他者の自由を侵害することはあってはならない。そして、個人が自由に行動する社会をつくるためにはなら、個人への強制も許容されるのである。

(2) 高齢者にたいする給付

ハイエクは社会保障で最も深刻な問題を生む傾向にある分野として、老齢と扶養家族に対する給付を挙げている。そして、老齢者問題は特に深刻であり、それについてハイエクは次のように述べている。

159 Hayek (1960), p.286、邦訳、46 頁。

160 Hayek (1960), p.286、邦訳、46 頁。

161 Hayek (1976), p.1、邦訳、8 頁。

「老齡者問題はとくに深刻である。というのは、今日西欧諸国の大部分は政府の誤りのために、老齡者が自ら備えるべく努力することができたであろうと思われる維持手段が奪われているからである。政府は約束を守らず安定通貨維持の義務を履行しないので、今世紀第三四半期に退職してゆく世代は自分の退職に備えて貯蓄につとめてきた額の大部分を奪われてしまい、こうした状況がなかった場合よりもずっと多くの人びとが、かかる苦境の回避に前もって費やした努力にもかかわらず、不当にも貧困に直面するのである。」¹⁶²

つまり、当局の政策によって引き起こされたインフレーションにより今までの蓄えでは生活不能となった人々を救済する必要がある。そして、そのために老齡年金は必要なのである。しかし、もし政府が老齡者全員に対してある適当な給付を保証しようとするすると重大な問題が生じる。一定年齢以上のもの全部に対して、多数者によって決定された額を給付することは、結果として年金制度を政治の一手段にさせてしまう。

また、ハイエクは一つの事実を強調している。

「全員にたいする適当な年金という計画には、長らく待ち望んだ引退のときについて到達した多数の人びと、および自分の貯蓄によって引退できる人びとは、実はまだその時期に達していない人びとの犠牲による贈与の受領者となっているのであり、しかもその時期に達していない人たちの多くも、もし同額の所得を保障される場合には、ただちに退職するであろうという人たちである。」¹⁶³

年金制度というものは高齡者を他の世代の人々が補助する制度となってしまう。これは、補助される高齡者側が補助する人びとよりも快適に暮らすことを意味する。そして、この給付を拡充するべきだとする議論が出てくる可能性も生じる。このように引退した人びとが若いものの慈善に頼るような生活

162 Hayek (1960), p.295、邦訳、58 頁。

163 Hayek (1960), p.296、邦訳、60 頁。

を解決するため青年が反抗し、老人の政治的権利と扶養を受け取る法制上の要求を奪い取る可能性をハイエクは指摘している。

(3) 医療

ハイエクは健康保険の拡大と、それを強制的に行うことを望ましいとしている。その理由は、「強制的ならば自身のために備えをする多くの人たちが、そうでないと公的負担となるかもしれないから」¹⁶⁴ である。そしてハイエクは、すべての人に対する無料保険給付には反対の立場をとっている。ハイエクは、無料保険給付の賛成論についての二つの誤った信念を指摘している。

「第一に、医療の必要は客観的に確認しうる性質のもので、どんな場合にも経済的配慮とは無関係に十分に充足されることができし、また充足すべきものであるという信念である。このことを踏まえて、第二に、改善された医療給付はたいてい経済的能力ないし稼得能力の回復をもたらしそれ自体として引きあうので経済的に可能である、という信念である。」¹⁶⁵

しかし、特定の場合にどの程度の給付を行うのが適切か判断する客観的基準を作ることはできない。そして給付を行うとき、どれだけの額を費やすのが経済的に適正か判断することもできない。そのため、誰かが追加的努力や資源支出が必要かどうか決定しなければならないことになる。しかし、それは医療に恣意性を取り入れることになってしまう。

そして、ハイエクが無料保険に対する批判としてもう一つ挙げているものがある。

「無料保険給付から生じる問題がさらに難しくなるのは、医療の進歩によって、労働能力の回復にとどまらず、苦痛の軽減と生命の延長に向かって、その努力を高める傾向があるという事実である。」¹⁶⁶

164 Hayek (1960), p.298、邦訳、62 頁。

165 Hayek (1960), p.298、邦訳、62 頁。

166 Hayek (1960), p.299、邦訳、63-64 頁。

こういった生命をただ長引かせるだけの仕事には限度がないとハイエクは指摘する。そして稼得能力がある人を治療するために老齢で致命的な病人をある程度無視することが自由な制度では起こりえることを認めている。

また、非常に多くの問題が医療の国営化によって引き起こされている。その中で特に重要なものは、公務員化した医者は「当局の指図にはどうしても従わねばならず、当局に関するかぎり秘密を守る義務を解かれねばならない」¹⁶⁷ ことである。これは守秘義務において問題が発生する。この仕組みは当局の目的のためにその情報を利用できるという恐ろしい状況を引き起こす。これは個人の自由という観点から認められるものではない。

(4) 失業

ハイエクは、必要なすべての場合に均一の最少額を給付する公的救済制度の有用性を認めている。その理由としては、「それにより社会の成員はすべて食も住も欠乏の状態におかれずにすむ」¹⁶⁸ というものが挙げられている。では、必要最低限以上の援助についてはどう考えているのか。この場合、「どのような方法で誰が供給すべきであるか・・・そして、この必要が公正の原理に従う強制的な所得再分配を是認するかどうか」¹⁶⁹ の2点が問題となる。この全ての者への最低限以上の給付を支持するのは「予測のできない突然の労働需要の変化が、労働者にとって予測することも支配することもできない自体の結果として生じること」という議論である。しかし、この議論が有効なのは大きな不況期間の広範な失業に関してのみである。そして、失業には他にもいくつかの原因がある。それは、「繰り返し生じ、予測のできる失業は大部分の季節的失業に生じる」という点と「ある特定の職業において賃金が高すぎる直接の結果として失業が生じる」という点である。そして、いずれの場合においても賃金の弾力性と労働者自身の移動性が解決に必要である。そして全失業者に賃

167 Hayek (1960), p.300、邦訳、64 頁。

168 Hayek (1960), p.301、邦訳、65 頁。

169 Hayek (1960), p.301、邦訳、65-66 頁。

金の一定率を保障する制度によっていずれも押さえられている。¹⁷⁰

失業保険についてハイエクは「各種の職業に含まれるいろいろな危険が支払われる保険料に反映される場合には、それが良いことは確かである」¹⁷¹と述べている。しかし、特定の職業の特定の失業の危険が外部から補われる場合は、その職業の労働供給が望ましい点を越えて拡大することとなる。

自由社会でのこれら問題の解決案として、次のものが挙げられる。

「国家は自ら養うことのできない者全員にある均一の最低限だけの世話をするとともに、周期的失業を適切な通貨政策によってできるだけ減らす努力をすることとする。さらにそれ以上の世話を求めて慣習的な基準を維持する必要があるならば、それは競争的で自発的な努力にまかせる。」¹⁷²

ハイエクは、最低限度以上の保障自体は認めるが、それは国家ではなく民間の保険によって行われるべきだとした。そして、特定の職業における失業の危機はその職業自身でまかなうべきだとした。なぜなら、外部から補われる場合、保険は安定的職業と不安定的職業の間の相対的賃金を修正するのに利用される。さらに、それは「高い雇用水準と相容れない賃金要求を支持することにつねに利用される傾向にある。それゆえ結局、長期的に見れば治療しようと思っている弊害をさらに激しくする」¹⁷³とハイエクは指摘している。これは特定職業における危機の悪化を深めるだけでなく、異なる職業間での差別をも引き起こす。これはインセンティブの問題を招き、さらに自由の観点からも擁護できないものとなる。

4. 社会保障制度の問題点

社会保障に深刻な問題が発生するのは、社会保険が国家の支配による統一組

170 Hayek (1960), p.301、邦訳、66 頁。

171 Hayek (1960), p.301、邦訳、66 頁。

172 Hayek (1960), p.302、邦訳、66 頁。

173 Hayek (1960), p.302、邦訳、67 頁。

織の形をとり、保護を受けるものはすべてこれに所属しなければならないときである。もし、当局の統一機関がある時点においてもっとも効率的であったとしても、それがいつまでも効率的であることはない。そして、「ひとたび独占的な制度が設けられてしまうと、それを取りのぞくことが政治的に可能かどうか疑わしい」¹⁷⁴ という問題もある。さらに、それは福祉に対してより大きく貢献したかもしれない組織の発展を妨げることになる。さらに、独占的な強制保険制度は強制的な所得再分配の道具へと変質してしまう。そして、それは社会主義の目標を追い求める手段となってしまう。また、ここで言う社会主義の手段に必要な最低限の保障は含まない。自分自身のために備えることの出来ない人々に必要最低限の保障も所得再分配を伴うのは事実だが、それと社会主義的な再分配との間には次のような大きな違いがある。

「前者[市場における収入で養うことのできない全ての者にかかる最低限の世話をすること]は、個人に関係しない調整方法を保持するもので、その場合には職業を選択する自由がある。後者[公正な報酬を目的とする再分配]は、人びとがなにをなすべきかを当局から命ぜられる制度へわれわれを近づけていくのである。」¹⁷⁵

必要最低限の保障であれば、それは社会主義を目的とする道具にはなりえない。ここでハイエクが重視しているのは再分配を行うかどうか自体ではなく、どの程度の再分配を行うかという点である。そして、その限度は個人の自由を損なわない程度であるのが望ましく、それを満たすのが最低限度の保障なのではないか、と考えられる。

別の問題点として、社会保障制度が複雑なことが挙げられる。これは、複雑さゆえに多くの人々にほとんど正確に理解されておらず、結果として、専門家が社会保障を支配してしまうことになる。そして、専門家には1つの特徴が挙げられる。それは、「多くの政策分野において『専門家』として認められた者

174 Hayek (1960), p.304、邦訳、69-70 頁。

175 Hayek (1960), p.303、邦訳、68 頁。

のほぼ全員がその政策の基礎となる原則に賛成している」¹⁷⁶ ことである。そのため、現行制度を承認する人間だけによって制度が運営されることになる。そして、一度制度が設立されると、その制度は専門家が必要とみなすものに形成されていくこととなる。

ハイエクは、社会保障制度の必要性を認めるが、それは同じ世代の人々や同じ職業の人々によって賄われるべきだとしている。そして、最低限以上の社会保障制度については政府ではなく民間によって行われるべきだとしている。そこにはハイエクの当局の拡大を嫌う考えが見て取れる。ハイエクは、政府によって個人の自由が脅かされることや、政府が社会主義へと傾倒していくのを恐れていたのであろう。

5. 『自由の条件』の特徴

本章では、『自由の条件』における保障制度に限定し検討を行った。ここから理解できることは、『自由の条件』が、自由について扱ったハイエクの他の著作に比べ、より具体的な内容に踏み込んでいることである。それに対して、『法と立法と自由』や『致命的な思いあがり』においてはより抽象的な秩序論が中心となっている。前述した通り、後期ハイエクの理論には一貫して設計主義批判など同じものがある。しかし、それと同時に、『自由の条件』は『法と立法と自由』や『隷属への道』に比べ、より明確な議論を行っているという特徴があるのも忘れてはならないだろう。こういった点で『自由の条件』は、ハイエクの他の著作と毛色の違うものとなっている。しかし、ここでもハイエクは、常に政府の肥大化や設計された制度が自由を侵害することを警戒している。ハイエクは、『自由の条件』においても一貫して設計主義を批判しているのは間違いない。

176 Hayek (1960), p.291、邦訳、53 頁。

むすび

本論文ではハイエクの自由主義思想について検討してきた。ハイエクは自由を重視し、自生的秩序を重要視した人物であるとされているが、実際のハイエクはそれだけにとどまらない。彼は、『感覚秩序』においては、人間の脳のリシステムについての研究を行い、また、『隷属への道』や『自由の条件』では、社会主義国家や福祉国家といった設計主義に基づく国家の批判を行った。このように、ハイエクは単に自由を信奉するだけでなく、設計主義というような人間の理性を過度に信頼する立場に対して批判を行っている。ハイエクは人間の理性については懐疑的であり、そのため人為的に設計された制度を批判した。このようにハイエク思想の中で最も重要であるのが、人間の知性の不完全さ、すなわち、ハイエクの言う無知(不完全知)という概念であろう。ハイエクは自生的秩序を重視しているが、それは、彼が人間の無知に注目したからである。人間は無知であるがゆえに、人間の手により設計された制度に従うことは、自由を侵害することにつながる。それは、自由社会を目指すハイエクにとっては好ましくない。そのため、ハイエクは設計された制度ではなく、自生的に発達した秩序と、それから生み出されるルールによる支配を求めたのである。このように、ハイエクは様々な分野の研究を行った人物であるが、この人間の無知に対する警戒と、無知への対応を常に意識していた。まず、『隷属への道』の時点においてすでに設計主義への警戒が見られる。そして、その後の著作においても、政府権力の制限を主張したり、伝統の尊重を強調するなど、設計主義に対する批判を常に行っていた。また、『感覚秩序』においては、人間の認知システムを検討し、認知システムが経験に依存すること、人間の知識が不完全であることを心理学的に明らかにした。このことからわかるように、中期以降の、特に『隷属への道』以降のハイエクは、一貫して人間の無知の解明とその無知への対応に重点を置いている。すなわち、ハイエクは自由社会を目指すために、常に人間の無知への警鐘を鳴らしていた人物である。このように、ハイエクは人間の無知を認め、設計主義に対して強い不信感を持っているが、その不信感を増幅したものとしては、第2次世界大戦におけるファシズムの台頭などが挙げられるだろう。彼は、『隷属への道』において、欧米諸国は「ドイツ

がたどってきた全体主義に至る運命を再び繰り返すという危険に、すでにある程度陥っている」¹⁷⁷と述べ、欧米諸国がナチス・ドイツと同様のものになる可能性を強く指摘している。オーストリア人であり、当時イギリスに住んでおり、戦火を逃れるためアメリカへ疎開をしたハイエクにとって、個人の自由を抑圧するナチスの台頭を目の当たりにしたことは、彼に大きな衝撃を与えているはずである。こういった経験の前後で、ハイエク思想にどのような変化があったのか、今後、さらに研究を深めていきたい。

ハイエクは自生的秩序をめぐる経済学者として知られ、また、法の支配や伝統を重視した人物として近年研究がなされている。しかし、同時に、中後期ハイエクは、むしろ一貫して人間の無知を認識し、設計主義への批判を貫いた人物として重要である。ハイエクの著作には一見曖昧と思える議論が多く、その点が批判の対象になることがある。しかし、ハイエクを読み解くと、彼が常に人間の無知について考え、その無知を補うために、自生的に成長した秩序を重視したことが解る。常に、国家の介入や政府の肥大化の危険がある現代社会において、ハイエクの思想は、そういった自由を脅かすものへ警告を発するものとして非常に重要である。

本論文では、ハイエクの自由主義経済思想についての検討を行った。とりわけ、ハイエクの自生的秩序論を中心としたハイエクの自由論や、ポランニーとの比較によるハイエクの知識論に重点を置き、検討してきた。しかし、ハイエクの自由主義経済思想をめぐるっては、残された問題も多い。たとえば、ハイエクの市場についての考えや、ハイエクの自由思想と経済学との関連については深く検討ができなかった。また、前述したように、本論文ではハイエクとポランニーの知識論に重点を置き検討したため、2人の自由に対する見方の違いや宗教性の違いなどに触れることはできなかった。さらに、ハイエクの思想に関わる人物としては、M. ポランニーのみを取り上げ、他の経済学者や思想家との比較は行わなかった。しかし、ハイエクに影響を与えた人物としては、他にも多くの人物があげられる。ハイエク思想をより深く理解していくためには、これらの人物の研究が不可欠である。これらの課題については、今後研究

177 Hayek(1994), p.4, 邦訳、xiv頁。

を深めていきたい。

参考文献

- 今池康人(2010)、「ハイエクにおける道徳・伝統—『本能と理性のあいだ』をめぐって—」、『大阪府立大学経済研究』、第55巻第4号、2010.
- 今池康人(2011a)、「ハイエクにおける自生的秩序と拡張した秩序」、『大阪府立大学経済研究』、第56巻第4号、2011.
- 今池康人(2011b)、「ハイエクの経済社会学における暗黙知の重要性」、『大阪府立大学経済研究』、第57巻第3号、2011.
- 大崎正瑠(2009)、「暗黙知を理解する」、『東京経済大学人文自然科学論集』、第127号、2009.
- 大塚明郎・栗本慎一郎・慶伊富長・児玉信次郎・廣田鋼蔵(1987)、『創発の暗黙知—マイケル・ポランニー その哲学と科学—』、青玄社、1987.
- 大西 幹弘(2007)、「暗黙知とは何か」、『東海部会季報』、第4・5号、日本ナレッジ・マネジメント学会、2007.
- 古賀勝次郎(1983)、『ハイエクと新自由主義』、行人社、1983.
- 柴田庄一・遠山仁美(2004)、「『暗黙知』の体得と『階層構造』の意義 —『創発』の機制と熟達の諸条件をめぐって—」、『言語文化論集』、第26巻1号、名古屋大学、2004.
- 楠茂樹(2010)、『ハイエク主義の「企業の社会的責任」論』、勁草書房、2010.
- 土井崇弘(2001)、「自由主義と伝統(一)、(二)・完—ハイエクを手がかりにして—」、『法学論叢』、第149巻1号、第150巻2号、京都大学法学会、2001.
- 土井崇弘(2004)、「啓蒙主義的合理主義批判の二つのかたち—ハイエクの『行為ルールとしての伝統』とマッキンタイアの『知的探求の伝統』—」、『法学論叢』、第155巻3号、5号、京都大学法学会、2004.
- 土井崇弘(2006)、「自由主義と伝統の両立可能性に関する一考察—F. A. ハイエクとM.オークショットの比較検討—」、『中京法学』、第40巻3・4合併号、中京大学法学会、2006.
- 野中郁次郎・竹内弘高(1996)、『知識創造企業論』、東洋経済新報社、1996.
- 畑村洋太郎(2002)、『失敗学の法則』、文芸春秋、2002.

- 森田雅憲(2006)、「ハイエクのルール概念について」、『同志社商学』、第 57 卷 5 号、同志社大学商学会、2006.
- 森田雅憲(2009)、『ハイエクの社会理論 自生的秩序の構想』、日本経済評論社、2009.
- 吉野裕介(2006)、「F. A. ハイエクにおけるルールの進化論をめぐって」、『経済論叢』、第 177 卷 3 号、京都大学経済学会、2006.
- 渡辺幹雄(1996)、『ハイエクと現代自由主義』、春秋社、1996.
- Fleetwood, Steve(1995), *Hayek's Political Economy: The Socio-Economic of Order*, London, Routledge, 1995. 佐々木憲介・西部忠・原伸子訳『ハイエクのポリティカルエコノミー 秩序の社会経済学』、法政大学出版局、2006.
- Hayek, F. A.(1994), *The Road to Serfdom, 50th anniversary ed.*, The University of Chicago Press, (1st ed. in 1944.) 西山千明訳『隷属への道』、春秋社、2008.
- Hayek, F. A.(1949a), "Individualism: True and False," *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul, 1949. 嘉治元郎・佐代訳『個人主義と経済秩序』、春秋社、2008.
- Hayek, F. A.(1949b), "The Use of Knowledge in Society," *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul, 1949. 嘉治元郎・佐代訳『個人主義と経済秩序』、春秋社、2008.
- Hayek, F. A.(1952), *The Sensory Orser*, Routledge & Kegan Paul, London, 1952. 穠山貞登訳『感覚秩序』[新版]、春秋社、2007.
- Hayek, F. A.(1960), *The Constitution of Liberty*, Routledge & Kegan Paul, London, 1960. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件』[新版](I. 自由の価値、II. 自由と法、III. 福祉国家における自由)、春秋社、2007.
- Hayek, F. A.(1973), *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy, Vol.1, Rules and Order*, Routledge & Kegan Paul, London, 1973. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 I.ルールと秩序』[新版]、春秋社、2007.
- Hayek, F. A.(1976), *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the*

- Liberal Principles of Justice and Political Economy*, Vol.2, The Mirage of Social Justice, Routledge & Kegan Paul, London, 1976. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 II.社会正義の幻想』[新版]、春秋社、2008.
- Hayek, F. A.(1978), "The Confusion of Language in Political Thought," *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and The History of Ideas*, Routledge & Kegan Paul, London, 1978.
- Hayek, F. A.(1979), *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy*, Vol.3, The Political Order of a Free People, Rules and Order, Routledge & Kegan Paul, London, 1979. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 III.自由人の政治的秩序』[新版]、春秋社、2008.
- Hayek, F. A.(1989), *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, Routledge, 1988.渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり』、春秋社、2009.
- Kresge, Stephan and Leif Wenar (eds.)(2000), *Hayek on Hayek: an Autobiographical Dialogue*, The Bartley Institute. 嶋津格訳『ハイエク、ハイエクを語る』、名古屋大学出版会、2000.
- Polanyi, Michael(1966a), *The Tacit Dimension*, Anchor Books Doubleday & Company, Inc. New York, 1966. 佐藤敬三訳『暗黙知の次元』、紀伊国屋書店、1980.
- Polanyi, Michael(1966b), *The Creative Imagination*, Dr. Michael Polanyi (Center for Advanced Studies, Wesleyan University, Middle, Conn.) Chemistry and Engineering News, April 25, 1966, pp.85-93. 慶伊富長訳『創造的想像力』、ハーベスト社、1986.
- Sabooglu, Müfit(1996), "Hayek and Spontaneous Orders," *Friedrich A. Hayek Critical Assessment Critical Assessments of leading Economists volume I*, Routledge, London and New York, 2005.